

一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画

(改定版)

素案

令和2年10月

越 谷 市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画期間.....	3
第2章 ごみ処理の現状	4
第1節 人口の推移・事業所の推移.....	4
第2節 ごみ処理量の推移.....	6
第3節 ごみ処理体制等.....	9
第4節 ごみ処理経費.....	11
第3章 前(現)計画の進捗状況	12
第1節 計画の進捗状況.....	12
第4章 本市を取り巻く社会情勢と今後の課題	19
第1節 本市を取り巻く社会情勢.....	19
第2節 本市における今後の課題.....	20
第5章 将来推計	23
第1節 人口の見通し.....	23
第2節 ごみ量の推計.....	24
第6章 ごみ処理基本計画	25
第1節 基本理念・基本方針及び施策の体系.....	25
第2節 ごみ処理の数値目標.....	46
第3節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項.....	50
第4節 ごみの処理施設の整備に関する事項.....	53
第5節 その他ごみ処理に関し必要な事項.....	56
第6節 計画処理フロー.....	57
第7章 計画の進行管理	58
資料編	59
1 推計元データ.....	60
2 策定経緯.....	61
3 パブリックコメント.....	62
4 用語集.....	63

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちの生活を物質的に豊かなものにしてきましたが、一方で天然資源の枯渇、温室効果ガスの排出による地球温暖化、廃棄物の多様化による処理の困難化などの問題を引き起こしています。

こうした情勢に対応するために近年の国際的な潮流として、複数の課題の統合的解決を目指す「SDGs」が採択されました。国も持続可能な社会づくりの総合的な取り組みを目指し、平成30年（2018年）6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を進めていくことを掲げています。さらに、ワンウェイプラスチック排出量の削減などを旨とする「プラスチック資源循環戦略」の策定や、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロス削減推進法」の施行など、循環型社会形成へ向けた動きが進んでいます。

また、本市では上位計画である「越谷市総合振興計画」や「越谷市環境管理計画」において、上記に示される「SDGs」の考え方を取り入れた計画策定に取りかかるなど行政計画も大きく変化しています。

これらのことを踏まえ、「越谷市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量・リサイクル編）」（以下「前計画」という。）の各項目全体を見直し、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間とする「一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画（改定版）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs(エスディーゼズ:Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した2030年までに達成を目指す17のゴールと169のターゲットです。

貧困問題を始め、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されています。



第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 法律第 137 号）（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理基本計画として位置づけられ、上位計画である「越谷市総合振興計画」、「越谷市環境管理計画」で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、ごみ処理に関する最上位計画です。

本計画の位置づけは図 1-1 に示すとおりです。

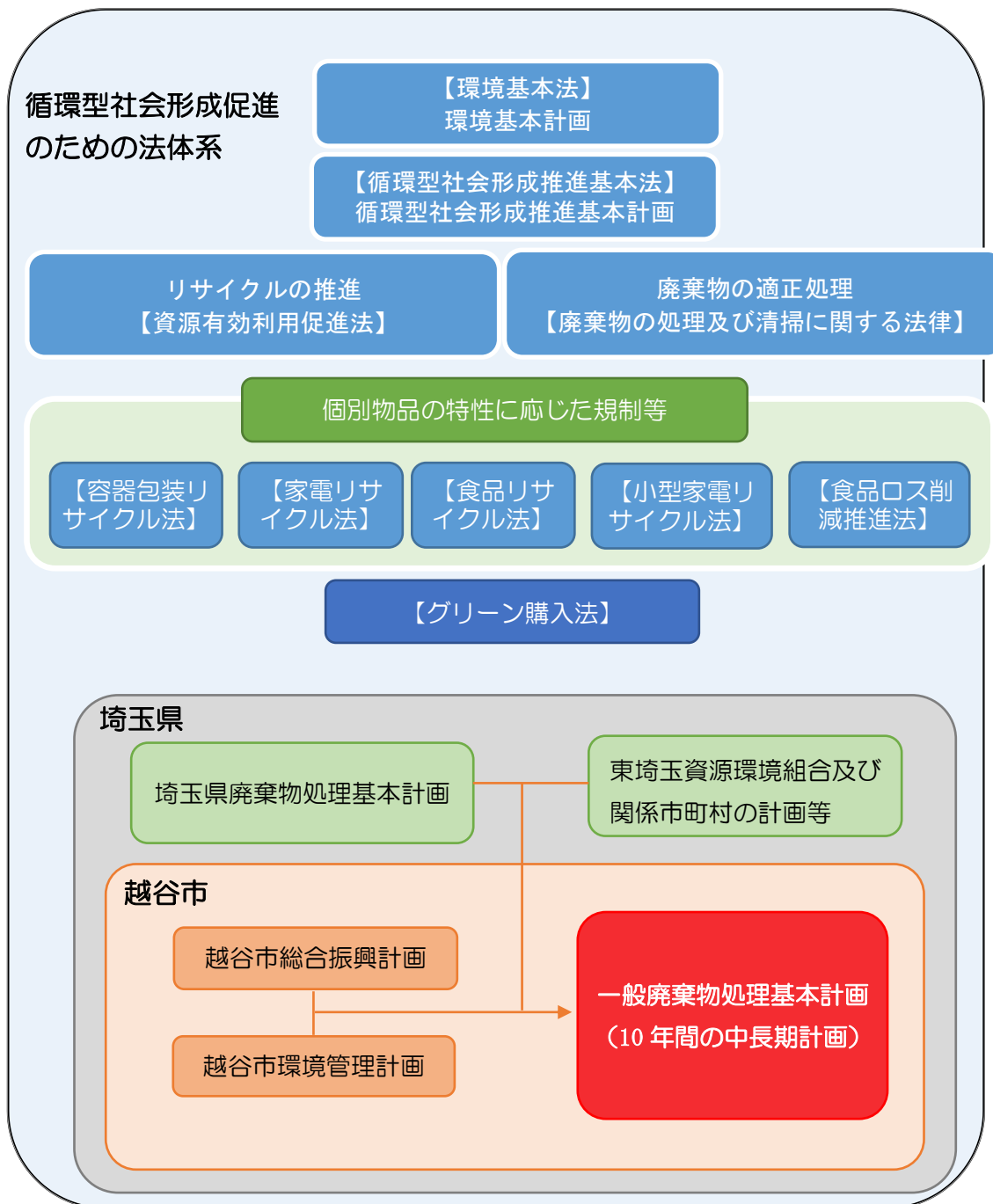


図 1-1 越谷市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

第3節 計画期間

本計画の期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とし、令和7年度（2025年度）を中間目標年度、令和12年度（2030年度）を計画目標年度とします。

- 中間目標年度：令和7年度（2025年度）
- 計画目標年度：令和12年度（2030年度）

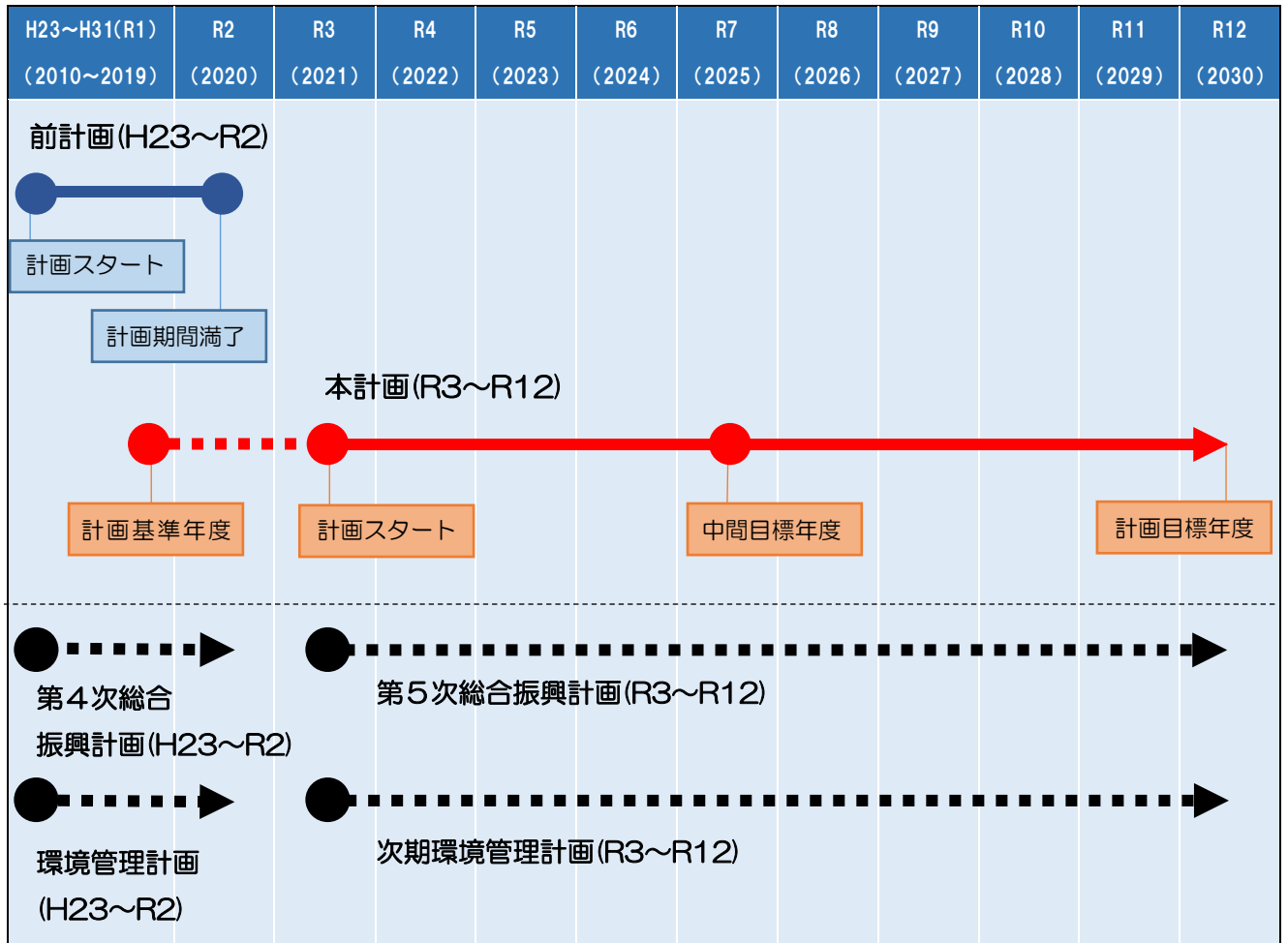


図 1-2 計画期間と目標年度

第2章 ごみ処理の現状

第1節 人口の推移・事業所の推移

(1)市の概要

本市は埼玉県南東部に位置し、東京都心から25kmの地点にあります。

面積は60.24km²であり、大宮台地と下総台地に挟まれた中川流域の沖積平野に位置し、大落古利根川、元荒川、綾瀬川、中川、新方川の5つの一級河川の他、葛西用水などの多くの河川・用水が流れています。

平成27年（2015年）4月には、中核市へ移行し、県南東部地域の中核都市として、市民に身近で、きめ細やかな行政サービスの提供に取り組んでいます。

(2)人口

人口は約34万人[※]であり、埼玉県内において、さいたま市・川口市・川越市・所沢市に次いで5番目に人口が多い市です。

本市における人口の動向をみると、緩やかな増加傾向が続いています。

転入・転出による社会増減は、当面は開発による影響から、引き続き増加傾向が続きますが、長期的には社会増の伸びは期待できなくなると予想され、将来的には緩やかな人口減少過程に入るものと見込まれています。

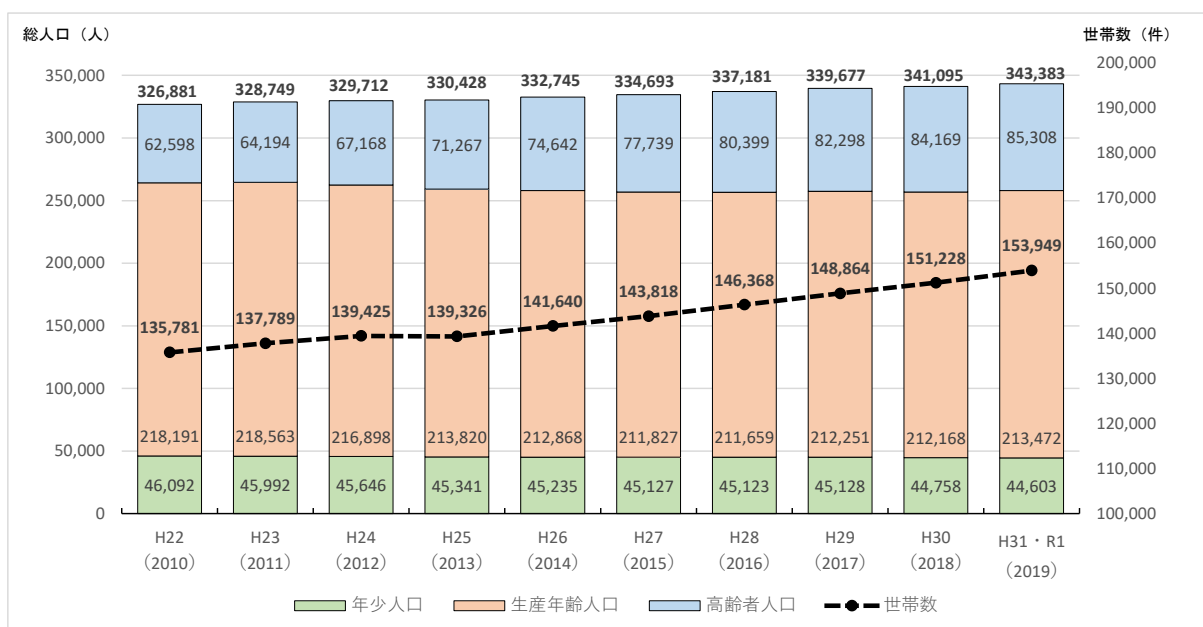


図 2-1 人口の推移

※：平成31年4月1日時点での人口

(3)事業所

事業系廃棄物の排出者である本市の事業所の過去8年間の推移を図 2-2 に示しています。

事業所数は、年々微減傾向にありますが、平成 24 年（2012 年）から平成 26 年（2014 年）までの間は「越谷レイクタウン」の開発が進んだ影響でサービス業が増加し、事業所数も微増していると考えられます。

平成 28 年（2016 年）の事業所数は、11,053 事業所となっています。

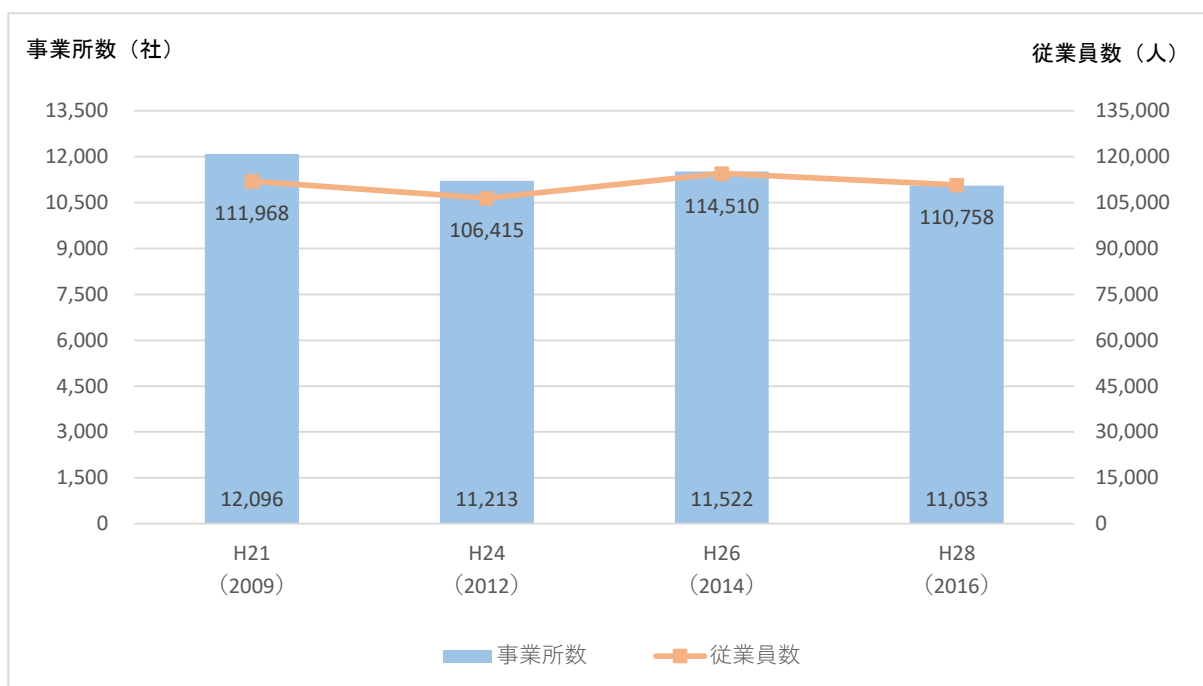


図 2-2 事業所数及び従業員数の推移

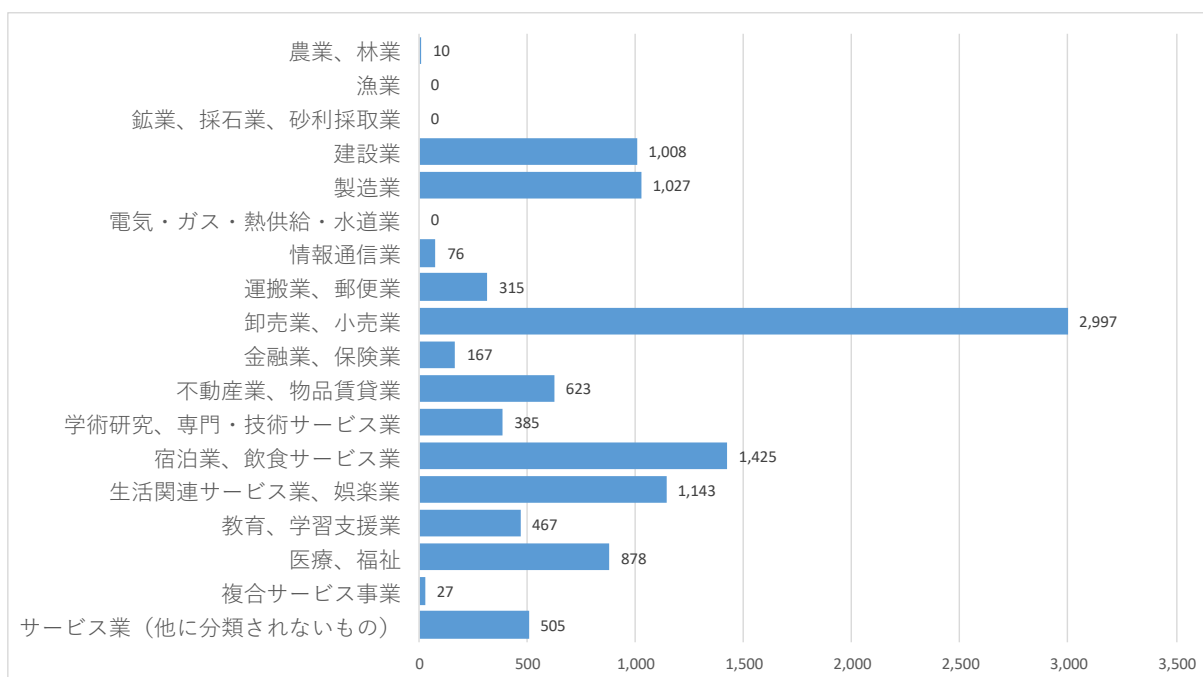


図 2-3 産業別の事業所数（平成 28 年度（2016 年度））

第2節 ごみ処理量の推移

(1)ごみ処理量

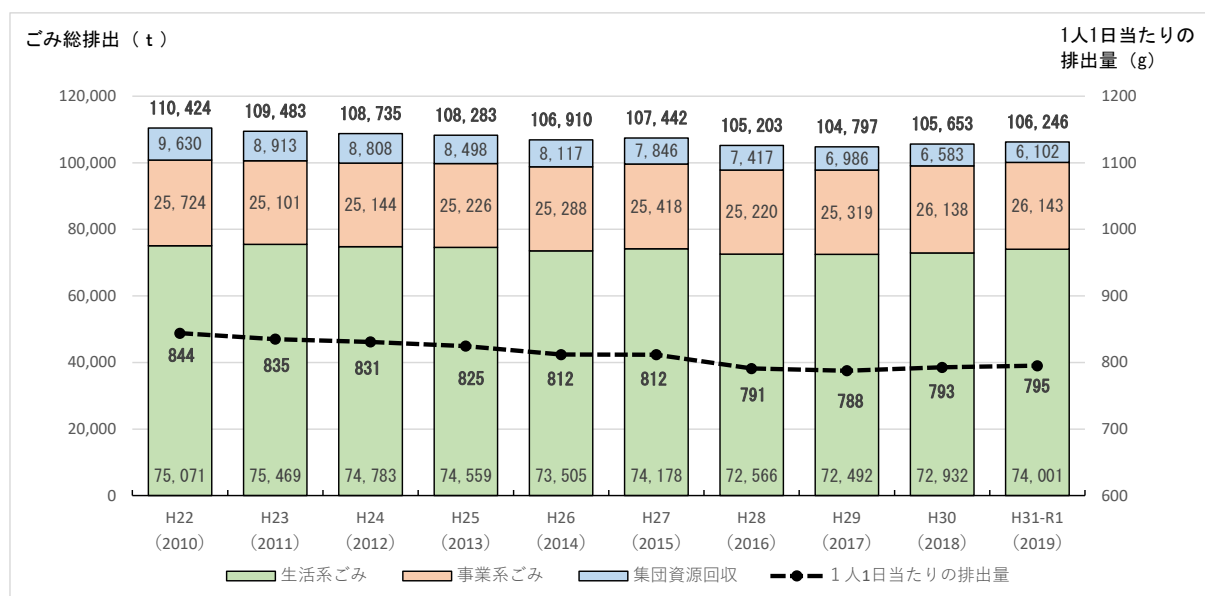
本市における一般廃棄物の年間排出量は図 2-4 に示すとおりです。

ごみ総排出量は平成 29 年度（2017 年度）までは減少傾向にありましたが、平成 30 年度（2018 年度）以降は増加傾向となり、令和元年度（2019 年度）の実績で 106,246t/年でした。

排出量の内訳をみると生活系ごみは平成 29 年度（2017 年度）まで減少傾向にありその後増加に転じています。これは 1 人 1 日当たりの排出量が平成 29 年度（2017 年度）まで減少を続け、その後横ばいとなっているにもかかわらず越谷市の人口が転入・転出による社会増減で年々増加しているためです。

事業系ごみは平成 29 年度（2017 年度）までは横ばいでしたが、その後増加傾向となっています。

集団資源回収量は減少を続けており令和元年度（2019 年度）は平成 22 年度（2010 年度）と比較して約 2/3 まで減少しています



注 1) 本書における図表内の数値については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

図 2-4 一般廃棄物の年間排出量の推移

注 2) 「生活系ごみ」、「家庭系ごみ」

- ・本書では「生活系ごみ」は「家庭系ごみ」と「資源ごみ」合わせたごみをいいます。
- ・「家庭系ごみ」は家庭から排出される「燃えるごみ」と「燃えないごみ」を合わせたごみをいいます。

(2)ごみの組成

本市における令和元年（2019年）の家庭系及び事業系の燃えるごみの組成調査結果は、図2-5、図2-6のとおりです。

家庭系燃えるごみにおいては、プラスチック類が約54%と半分以上を占め、次いで塵芥類約15%、紙類約14%となっており、プラスチック類や生ごみの占める比率が高くなっています。

事業系燃えるごみにおいては、プラスチック類が約35%、紙類が約32%と高く、次いで厨芥類の約25%となっています。

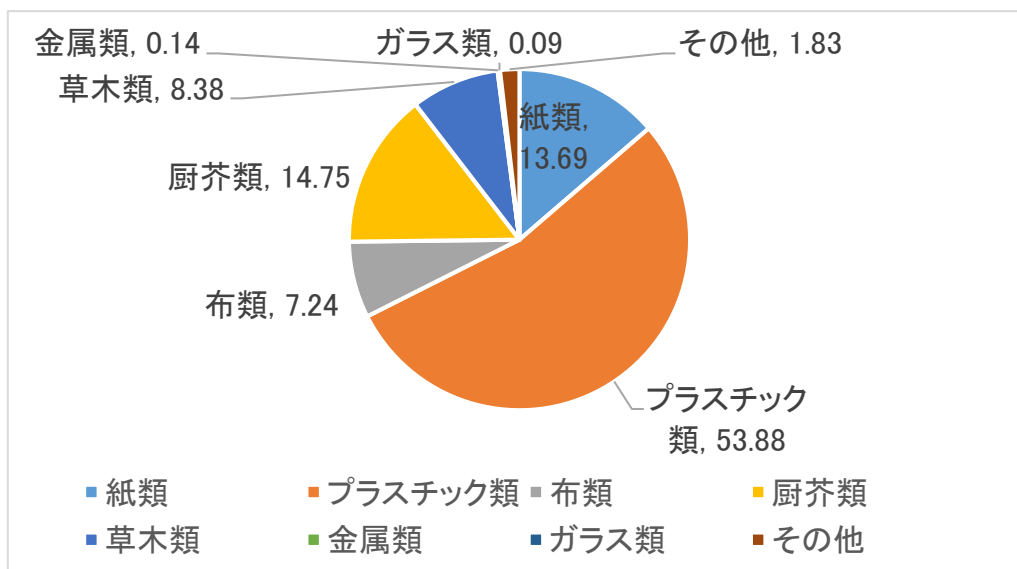


図2-5 家庭系燃えるごみ組成調査結果

出典：東埼玉資源環境組合

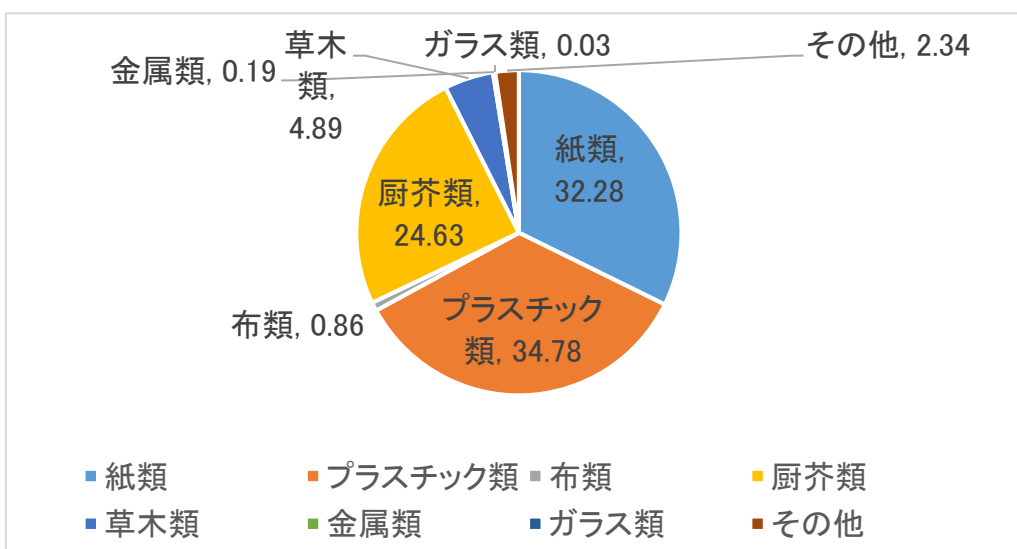


図2-6 事業系燃えるごみ組成調査結果

出典：東埼玉資源環境組合

(3)食品ロスの状況

本市における食品ロスの状況は、埼玉県清掃行政研究協議会の「家庭ごみ中の食品ロス排出状況調査報告書」(平成 30 年 3 月)によると、食品ロス量が生活系可燃ごみに占める割合が 12.8%となっています。この調査結果をもとに平成 28 年度(2016 年度)における食品ロス量を推計すると年間約 8,000 t となります。(表 2-1 参照。)

表 2-1 食品ロス量の推計値

項 目		越谷市	
生活系可燃ごみ量 (t/年)		62,388	
可燃ごみに 占める割合 (%)	食品廃棄物	28.7	
	食品ロス	12.8	
	(内訳)		
	食べ残し	4.3	
	直接廃棄	8.5	
排出量 (t/年)	食品廃棄物	17,911	
	食品ロス	7,975	
		食べ残し	2,678
		直接廃棄	5,298

注)「生活系可燃ごみ量」は、「一般廃棄物処理実態調査結果」(平成 28 年度実績、環境省)に基づく

第3節 ごみ処理体制等

(1)ごみ処理の区分

越谷市のごみ処理区分・収集運搬体制は図 2-7 に示すとおりです。

平成 17 年度（2005 年度）までは、燃えるごみ・新聞・雑誌・段ボール・燃えないごみ・危険ごみ・粗大ごみ・せん定枝の 8 区分でしたが、平成 18 年度（2006 年度）から収集区分を変更し、ペットボトル・白色トレイ・古着類・雑誌・紙パック・缶・びんが新たな区分として加わり 15 区分となりました。

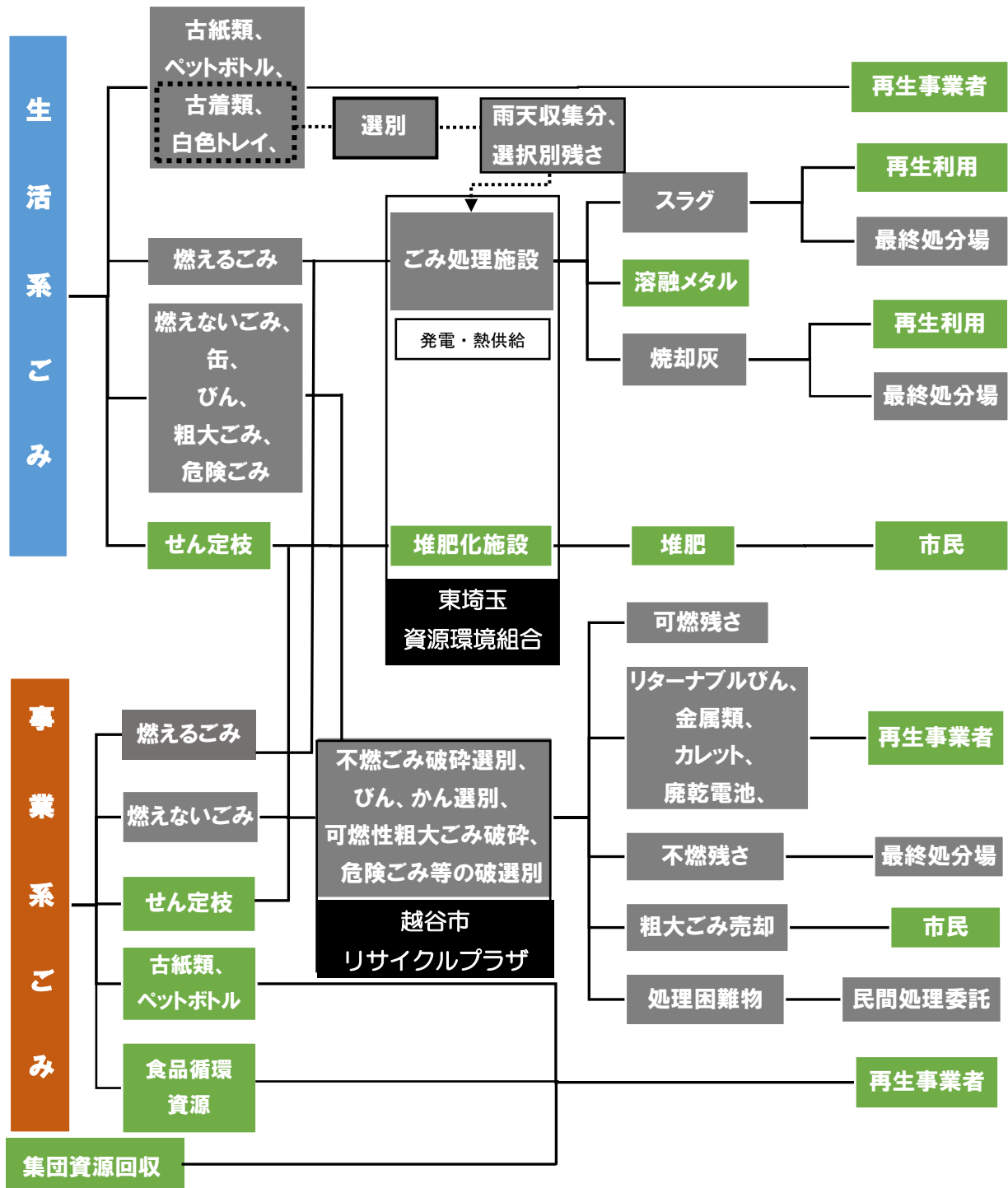


図 2-7 ごみ・資源処理の流れ

(2)ごみ処理施設等の概要

本市のごみ処理施設等の概要は図 2-8 に示すとおりです。

■ 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設

東埼玉資源環境組合が管理運営するごみ処理施設です。主に一般廃棄物(可燃ごみ)を処理しています。焼却処理に伴って発生する熱を利用した発電や熱供給を行っており、本市では周辺施設のゆりのき荘、越谷市民プール、農業技術センターなどへの熱供給を行っています。

■ 東埼玉資源環境組合堆肥化施設

せん定枝、刈草を焼却処分せずに資源として有効に活用するため、堆肥化を行っています。

■ リサイクルプラザ

市のリサイクルの拠点施設として、資源ごみや燃えないごみの収集・資源化を行っています。



図 2-8 ごみ処理施設等位置図

第4節 ごみ処理経費

ごみ処理総経費及び、1人当たり・1t当たりのごみ処理経費は表2-2に示すとおりです。

ごみ処理経費は平成27年度（2015年度）に約26億円でしたが、令和元年（2019年）には約24億円に減少しています。また、人口が増加傾向であることから、1人当たりの経費は令和元年度（2019年度）で約7,000円/人・年と減少傾向にあります。

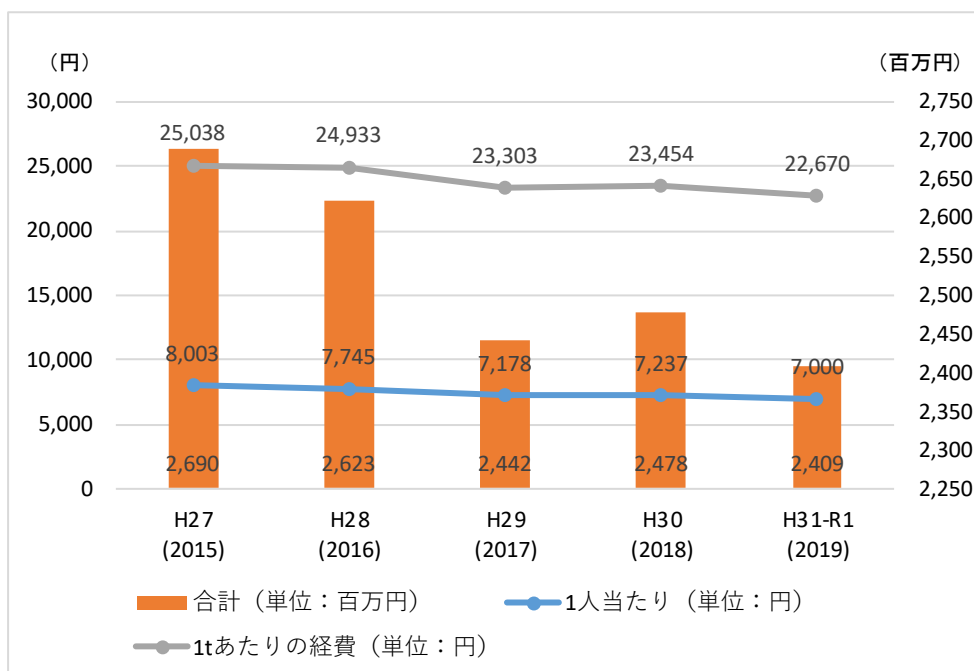


図 2-9 ごみ処理経費の推移

表 2-2 ごみ処理経費の推移

年度		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H30-R1 (2019)
人口(人)		336,151	338,688	340,206	342,401	344,088
ごみ処理 経費	1人当たり(単位: 円)	8,003	7,745	7,178	7,237	7,000
	合計(単位: 百万円)	2,690	2,623	2,442	2,478	2,409
	1tあたりの経費(単位: 円)	25,038	24,933	23,303	23,454	22,670

第3章 前(現)計画の進捗状況

第1節 計画の進捗状況

(1)前(現)計画の概要

ごみの課題解決のため、本市では、前計画の次の3つの基本方針に基づき表3-1に示す様々な事業を実施しています。

基本方針

1. 循環型社会に向けての意識づくり
2. ごみ減量・リサイクルを進めるためのごみ処理システムづくり
3. リサイクルと適正処理を進めるための施設整備

表 3-1(1) 前計画での施策と実施状況

施策の基本方向	施策	事業	実施状況
1. 普及啓発、環境学習の推進	1-1 ごみ減量・リサイクル情報の充実	① ごみ減量・リサイクルのPR	実施中
		② イベントの開催	実施中
		③ アンケート調査の実施	実施中
		④ 学校におけるリサイクル学習の支援	実施中
		⑤ ホームページの充実	実施中
		⑥ リサイクルプラザの活用	実施中
2. 参加と協働による取り組み	2-1 市民による減量・リサイクルの推進	① 市民参加の促進	実施中
		② 家庭での生ごみ抑制・資源化の促進	実施中
		③ 集団資源回収活動の促進	実施中
		④ マイバック等の促進	実施中
		⑤ 廃棄物減量等推進員との連携	実施中
		⑥ 各種団体等の先進的な取り組みの普及	実施中
		⑦ 民間リサイクルルートを活用促進	実施中
	2-2 事業者による減量・リサイクルの推進	① 事業所によるごみ減量・リサイクル活動の推進	実施中
		② 過剰包装の自粛の要請	検討中
		③ 減量化計画書等の作成	検討中
	2-3 行政による減量・リサイクルの推進	① 廃棄物減量等推進審議会の開催	実施中
		② 行政における減量・リサイクルの推進	実施中

表 3-1(2) 前計画での施策と実施状況

施策の基本方向	施策	事業	実施状況
3. 分別収集への取り組み	3-1 分別の徹底	① 分別ルール of 徹底	実施中
		② 雑誌の拠点回収の実施	実施中
		③ ごみ搬入時検査の充実	実施中
		④ 分別排出強化月間の実施	実施中
		⑤ 集積所での分別指導	実施中
		⑥ 生ごみリサイクルの検討	実施中
		⑦ その他プラスチック製容器包装リサイクルの検討	検討中
		⑧ 小型家電のリサイクルの検討	実施中
		⑨ 排出禁止物等の適正処理の周知	実施中
		3-2 排出・収集方法等の検討	① 排出・収集方法等の検討
4. 費用負担の検討	4-1 ごみ処理に係る費用負担の検討	① 事業系燃えないごみの費用負担の見直し	検討中
		② 家庭系ごみの有料化の検討	—
		③ 廃棄物会計基準の導入	検討中
5. 処理処分施設の整備	5-1 資源化の徹底	① スtockヤードの整備	検討中
		② ごみ処理における資源化の徹底	実施中
		③ 資源化技術等の調査研究	実施中
	5-2 環境に配慮した処理システムの整備	① 公害防止設備の設備重視	実施中
		② 適正処理困難物の適正処理	実施中
		③ 最終処分場の適正管理	実施中
5-3 広域のごみ処理体制の確立	① 東埼玉資源環境組合との連携	実施中	
	② 各種団体との連携	実施中	
6. 地域環境の整備	6-1 地域美化の推進	① 地域清掃活動の推進	実施中
		② 越谷市まちをきれいにする条例の普及	実施中
		③ 越谷市路上喫煙の防止に関する条例の普及	実施中
	6-2 不法投棄の防止	① 不法投棄の防止	実施中
7. 災害対策	7-1 災害時の廃棄物対策	① 災害時の廃棄物対策の検討	実施中

(2)主な取組み内容

表 3-1 に示す各種事業のうち、令和元年度（2019 年度）までに実施してきた主な取組み内容について以下に整理しました。

①普及啓発、環境学習の推進

自治会回覧や広報こしがやなどを活用し、食品ロス削減の啓発、資源回収活動への参加の啓発や家庭用生ごみ処理機器の普及啓発など、ごみの減量・資源化に関する情報の発信を行っています。

特に食品ロス削減の啓発については、平成 29 年（2017 年）5 月に「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」へ加入し、食べきり運動の普及・啓発や、「食材を買いすぎない」、「食材を上手に食べきる」、「賞味期限を過ぎても、すぐに食材を捨てない」の 3 か条を設け、日常生活の中で食品ロス削減に向けた行動を促すとともに、食品ロス削減をテーマとしたエコ・クッキング教室などを行っています。平成 31 年（2019 年）3 月からリサイクルプラザに食品回収ボックスを設置し、家庭で余った食品を持ち寄るフードドライブ事業を行っています。

また、リサイクルプラザに運ばれたごみがどのように処理されているか、ごみの分別や集められたごみがどのようにリサイクルされているかを啓発するため、環境について学ぶ小学 4 年生や自治会などに対して、リサイクルプラザの施設見学および出張講座を行っています。

②参加と協働による取り組み

集団資源回収の奨励補助制度や家庭用生ごみ処理機器の設置に対する補助制度を通じて、家庭からのごみの減量・資源化の取り組みを推進しています。

廃棄物減量等推進員が地域と行政のパイプ役として、また、ごみに関する地域のアドバイザーとして、ごみの減量・資源化や分別・排出方法の普及啓発を行っています。また、廃棄物減量等推進員からの報告や市民からの通報、集積所パトロールで得られた情報を基に、集積所利用者や集合住宅管理者への指導などを実施しています。さらに、廃棄物の排出抑制、適正処理について事業者へ周知するため、収集事業者及び排出事業者を対象とした説明会を開催しています。

プラスチックごみの一層の削減に向け、市が率先して取り組むことで、市民のさらなる取り組みにつなげることを目的に「越谷市役所プラスチック・スマート宣言」を行い、マイボトル・マイバッグの使用促進やワンウェイプラスチックの使用を控えるなどプラスチックとの賢い付き合い方を考え、行動するきっかけとしています。

③分別収集への取り組み

分別収集されたごみや資源物がどのように処理・資源化されているかがわかるチラシを作成し、施設見学者等に配布し、分別区分の周知徹底を行っています。

平成25年（2013年）4月より携帯電話やデジタルカメラなどの小型電子機器に含まれる金や白金などの貴金属や、レアメタルといわれる有用金属の再資源化を促進するため、小型家電リサイクル法が施行され、市では平成26年度より小型家電の回収（ボックス回収及びピックアップ回）を行っています。

また、平成29年（2017年）7月より、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、既に回収ボックスを設置している4施設に加え、各地区センター、各出張所、市立図書館などの公共施設に簡易型回収ボックスを設置し回収量の増加に努めました。プロジェクト終了後も引き続き小型家電の回収促進に努めています。

④ 費用負担の検討

令和元年度（2019年度）の消費税率の改定を踏まえ、税負担の適正な転嫁や受益者負担の観点から、廃棄物減量等推進審議会へ「一般廃棄物処理手数料の見直し」について諮問し答申をいただいております。引き続き、ごみ処理に係る費用負担のあり方について検討をしています。

⑤ 処理処分施設の整備

リサイクルプラザ資源化施設において、一般家庭及び事業所から排出される不燃ごみ・缶・びん類・粗大ごみ等を効果的に処理するため、機器類の保守管理など適正に運転管理などを行い、適正に処理し資源化を図っています。

市では処理できない処理困難物などについては、民間処理業者と連携して処理体制の確保に努めています。また、越谷市一般廃棄物最終処分場については、法で定められた維持管理基準に則り適正に管理しています。

⑥ 地域環境の整備

各団体が行った清掃活動等により集められたごみや不法投棄物の収集・処理を行うとともに、ポイ捨て禁止及び飼い犬のふんの放置防止、不法投棄禁止の啓発看板を設置・配布することにより、地域の快適な生活環境を確保し、清潔できれいなまちづくりの推進を図っています。

また、不法投棄物の回収と併せて適宜パトロールを実施しています。

さらに、ホームページでの情報発信や自治会回覧を通じて、正しいごみの分別や集積所の維持管理に努めるよう意識付けを行っています。

⑧ 災害対策

大量の可燃ごみを処理することとなる東埼玉資源環境組合をはじめ、構成市町である草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町と連携し基本的な考え方やデータ等を共有しつつ、各市町の被害想定に沿った災害廃棄物処理計画を平成30年（2018年）3月にそれぞれ策定しています。

また、埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合で、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物の処理の相互支援に関する協定を締結しており、災害発生時は、県内における円滑な処理が可能となっております。

第2節 施策の進捗状況

前計画における数値目標の達成状況^{*}は、以下に示すとおりです。

また、中間目標年度《平成27年度（2015年度）》、計画目標年度《令和2年度（2020年度）》のごみ処理の目標値を整理すると、表3-2に示すとおりです。

※達成状況：令和元年度（2019年度）実績の結果です。

表 3-2 前計画の実績値と目標値

項目	単位	区分	中間目標			計画目標	
			H21 (2009)	H27 (2015)	H31・R1 (2019)	R2 (2020)	
ごみ 排出量	1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	実績値	865	812	795	—
			目標値	—	826	—	800
	1人1日当たりの家庭系ごみ*排出量	g/人・日	実績値	645	605	587	—
			目標値	—	617	—	611
	事業系ごみ排出量	t/年	実績値	26,093	25,418	26,143	—
			目標値	—	25,769	—	23,499
再生利用	リサイクル率	%	実績値	18.2	16.5	17.2	—
			目標値	—	22.1	—	25.4
	再生利用量	t/年	実績値	20,422	17,756	18,232	—
			目標値	—	24,658	—	28,133
最終処分	最終処分量	t/年	実績値	9,957	9,784	8,210	—
			目標値	—	9,503	—	9,088

前(現)計画目標1 ごみ排出量の削減目標（令和2年度（2020年度）目標）

- ① 1人1日当たりのごみ排出量を800g/人・日に削減する
- ② 1人1日当たりの家庭系ごみ*排出量を611g/人・日に削減する
- ③ 事業系ごみ排出量を23,499t/年に削減する

- ① 1人1日当たりのごみ排出量を800gに削減する⇒**達成**

現在の1人1日当たりのごみ排出量は、795gであり、すでに目標を達成しています。

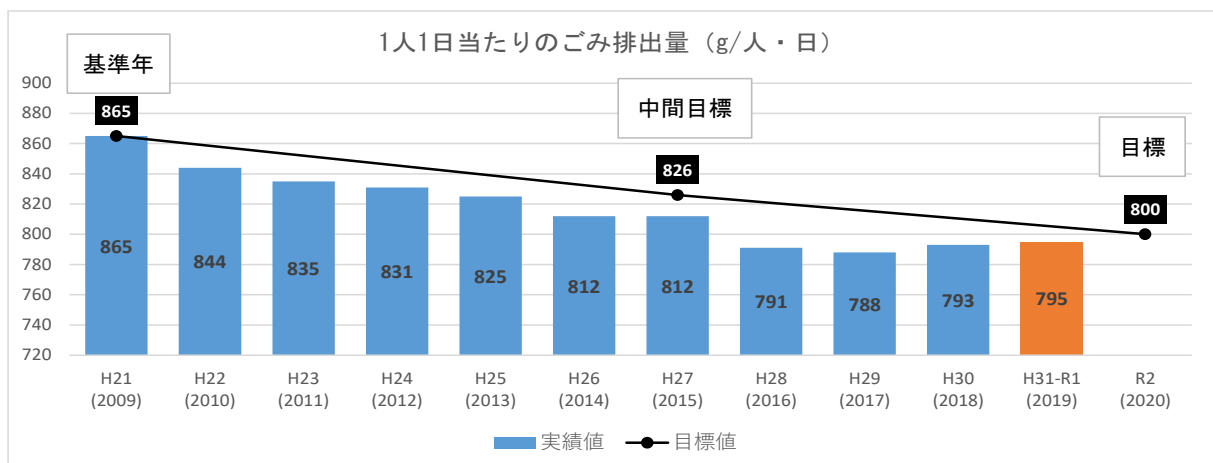


図3-1 1人1日当たりのごみ排出量の推移

② 1人1日当たりの家庭系ごみ*排出量を611gに削減する⇒**達成**

現在の1人1日当たりの家庭系ごみ*排出量は、587gであり、すでに目標を達成しています。

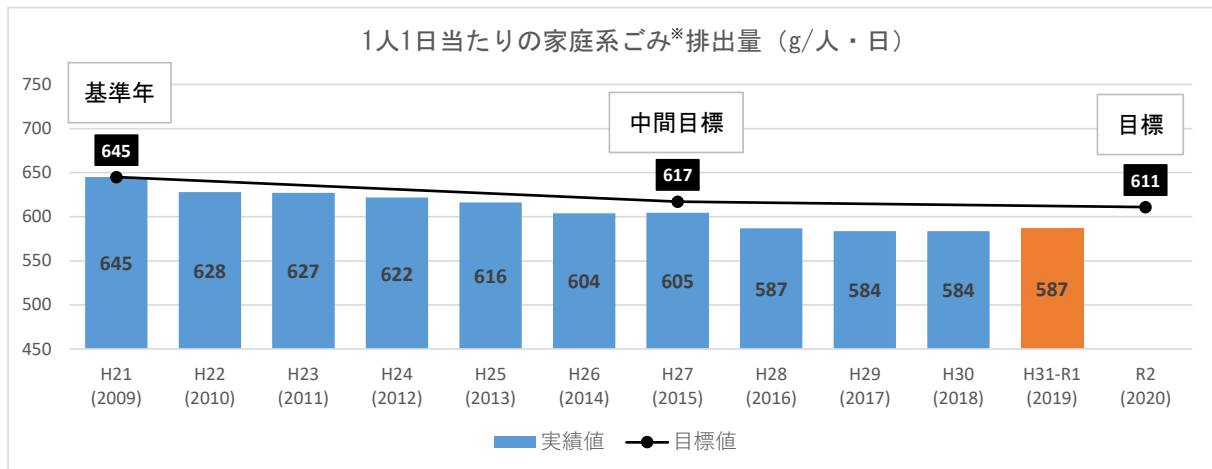


図3-2 1人1日当たりの家庭系ごみ*排出量の推移

③事業系ごみ排出量を23,499t/年に削減する⇒**未達成**

現在の事業系ごみ排出量は、26,143tであり、目標達成までに残り2,644tの削減が必要です。

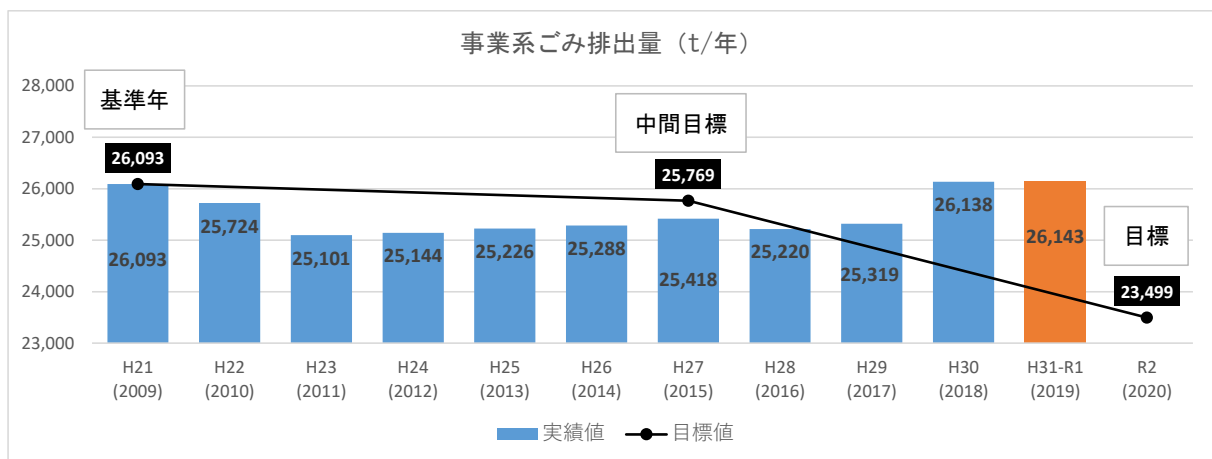


図3-3 事業系ごみ排出量の推移

* 前計画の「家庭系ごみ*」は本計画における「生活系ごみ」と同様の定義です。

前(現)計画**目標2** 再生利用の目標（令和2年度（2020年度）目標）

①分別の徹底により、リサイクル率を25.4%に引き上げる

① 分別の徹底により、リサイクル率を25.4%に引き上げる⇒**未達成**

現在のリサイクル率は、17.2%であり、目標達成までに残り 8.2%の引き上げが必要です。

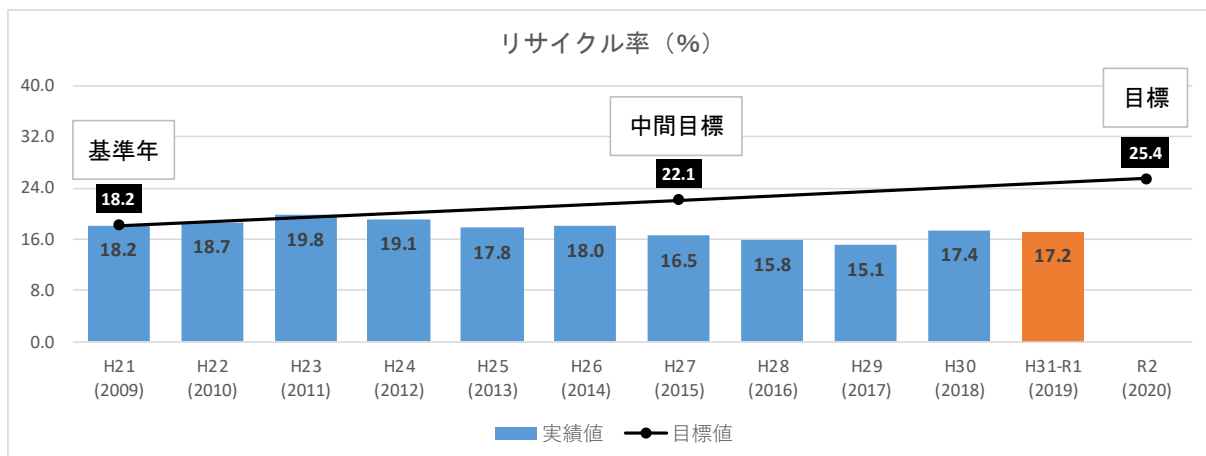


図3-4 リサイクル率の推移

前(現)計画**目標3** 最終処分量の削減目標（令和2年度（2020年度）目標）

①最終処分量を9,088t/年に削減する

①最終処分量を9,088t/年に削減する⇒**達成**

現在の最終処分量は、8,210tであり、すでに目標を達成しています。

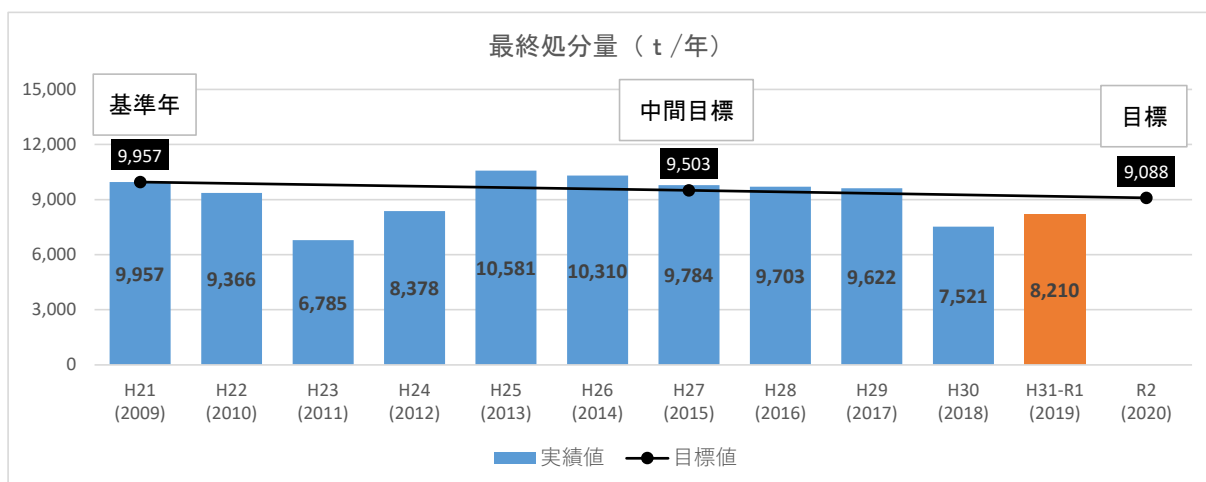


図3-5 最終処分量の推移

第4章 本市を取り巻く社会情勢と今後の課題

第1節 本市を取り巻く社会情勢

(1)世界的な動向

海洋プラスチック問題や中国等の廃プラスチック類輸入規制などが喫緊の課題として挙げられます。海洋プラスチック問題は、製造・消費されたプラスチックの処理が適正に行われず、その多くが河川・海に流入し、自然分解することなくそのままあるいは破碎・細分化されて残り続け、生態系を含めた海洋環境や沿岸域の居住環境への影響のほか、観光・漁業への影響や船舶航行への障害など、様々な影響が懸念されており、世界全体での取組が必要となっています。

そのような中で、平成31年（2019年）6月に長野県軽井沢町で開かれた主要20か国・地域（G20）のエネルギー・環境閣僚会合で、海に流れ出るプラスチックごみの削減を目指す国際的な枠組みを構築することなどの共同声明が出されました。

また、廃プラスチックに対する中国や東南アジア諸国による廃棄物輸入規制等については、平成29年（2017年）末に中国が国内の環境汚染防止を理由に廃プラスチック等の輸入禁止措置を実施し、これを受けて東南アジア諸国も輸入基準を厳格化する等の動きが見られます。日本を含む先進国の資源循環の前提のひとつであった廃プラスチックのアジア諸国への輸出が規制されたことで、国内での貯留量が増加傾向となっており、各国で処理の問題やプラスチック製品の使用・排出抑制も含め、様々な対応策が急がれています。

(2)国の動向

国は、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする廃棄物・リサイクル関連法（「容器包装リサイクル法」、「食品リサイクル法」等）を制定し、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（平成31年（2019年）10月）を施行するなど、循環型社会の形成に関する取組に力を入れています。

平成30年（2018年）6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、“多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化”、“ライフサイクル全体での徹底的な資源循環”などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7年（2025年）までに国が講ずべき施策を示しています。7つの方向性ごとに可能な限り具体的な数値目標を設定するとともに、各主体の連携や期待される役割を示しています。

また、近年頻発する大雨による河川の氾濫や土砂災害等では、大量の災害廃棄物が発生し、長期間にわたり市民生活に多大な影響を及ぼしています。こうした自然災害への対応を強化するため、「ごみ処理基本計画策定指針 平成28年9月」では、市町村における災害廃棄物処理計画の策定、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保や広域連携等の体制構築を促しています。

第2節 本市における今後の課題

第2章の本市におけるごみ処理の現状、第3章の前(現)計画の進捗状況、前節の本市を取り巻く社会情勢を踏まえると、本市の一般廃棄物処理に関する今後の課題は、次の4つに整理されます。

課題1 ごみ総排出量の更なる減量

本市のごみ総排出量は、これまで減少傾向で推移してきました。その要因として、市の施策に対する市民・事業者との協働のもと、ごみの減量・資源化の取り組みが進んだこと、ペーパーレス化により古紙の発生量が減少していること、びん・缶などの容器包装の軽量化・小型化が進んでいることなどが考えられます。

しかしながら、近年は、人口の増加や店舗数の微増に伴う事業系ごみの増加などにより、ごみ総排出量の減少幅は鈍化し、下げ止まりの傾向がみられます。

また、食品ロスやプラスチックごみなどの新たな社会的課題が出てきており、それに対応するためには、市民・事業者・行政が協働し、さらなるごみの減量・資源化に取り組んでいくことが必要となっています。

<家庭ごみに対する課題>

食品ロスについては、持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられ、国が定める「第四次循環型社会形成推進基本計画」にて令和12年（2030年）までに半減するという目標が定められており、全国的にも重要性の認識が高まっています。今後は、その目標達成に向けて、食品ロスの削減に取り組む必要があります。

プラスチックごみについては、不法投棄などにより海洋に流出した場合、生態系への悪影響が懸念されることから、国が定める「プラスチック資源循環戦略」において令和12年（2030年）までワンウェイプラスチックを25%排出抑制するとしています。本市においても、プラスチックごみは可燃ごみの約4割を占めており、減量・資源化への取り組みが課題となっています。

このような家庭ごみの課題に対する取り組みは、高齢者や単身世帯、外国人の増加傾向を踏まえ、排出者の動向や地域特性等を考慮しながら展開していく必要があります。

<事業系ごみに対する課題>

近年、本市の事業系ごみの排出量は微増傾向であることから、排出事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、ごみの排出抑制や分別の徹底について意識啓発をより一層行い、指導を徹底していく必要があります。

また、事業系ごみは、排出者責任のもとに処理・資源化されることが大原則であるため、事業系ごみの発生抑制・減量化の取組を更に推進し、削減を図る必要があります。

課題2 資源化率の向上

〈集団資源回収事業の活性化〉

集団資源回収は、市民の自主的なリサイクル活動であり、市の行政回収と比較して少ない経費で質の高い資源を回収することができるだけでなく、地域のコミュニティづくりの推進やごみ減量への意識啓発の場としても有効な取り組みです。しかし、少子化による子供会などの活動停止や団体の高齢化による担い手不足、古紙の市況価格の下落により回収業者の買取価格が逆有償になるなどの課題があるため、今後も市民が安心して集団資源回収を継続できる仕組みを作る必要があります。

〈廃棄物減量等推進員〉

平成18年度（2006年度）に新たな分別収集を制定した際に、市民との協働によるごみの減量及び資源化の推進を図ることを目的として創設したもので、ごみに関する地域のアドバイザーとして、分別及び排出方法の普及啓発活動を実施するとともに、市とのパイプ役を担っています。

しかし、長年運用されてきた中で、制度が形骸化していることもあり、今後は、地域の特性や時代に即した活動内容へと見直す必要があります。

〈食品リサイクルの推進〉

食品廃棄物の発生抑制と減量化、再生利用の促進を目的とした食品リサイクル法の施行に伴い、法に準拠した食品リサイクルを検討している排出事業者もあることから、食品リサイクル事業への参入を検討している事業者について情報収集するとともに、食品リサイクルの推進体制を整備する必要があります。

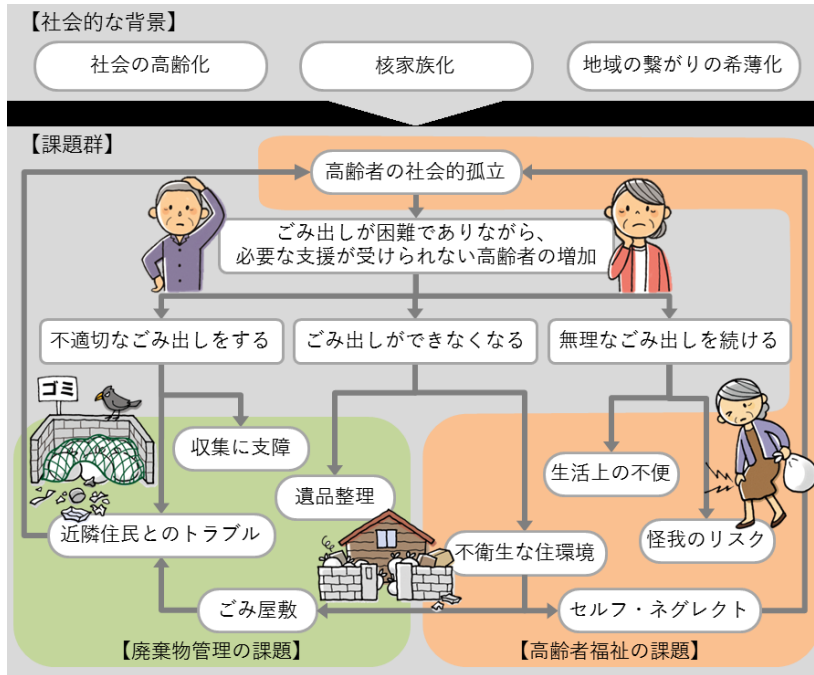
課題3 高齢化社会への対応

高齢社会の進展等により、ごみ集積所の管理やごみ出しが困難な高齢者が増加していることから、ごみを集積所まで持ち出すことが困難な方で、身近な人の協力が得られない「65歳以上の高齢者のみで構成される世帯」、「障害を有する者のみで構成される世帯」などを対象に、市職員が戸別収集を実施するふれあい収集を行っています。

今後、さらに一人暮らしの高齢者等の増加が見込まれることから、市民のニーズを的確に捉えながら、ごみ出しに関する新たな支援の必要があり、新たに屋内から粗大ごみなどの持ち出しを行うサポートなどを検討する必要があります。

さらに、高齢化による要介護者の増加に伴う在宅医療廃棄物や使用済み紙おむつの排出量増加に対応するため、医療機関、収集運搬業者等の関係機関との連携・協力のもと、収集・処理方法の在り方について検討する必要があります。

■高齢者のごみ出しを巡る課題



出典：国立環境研究所（2017）：高齢者ごみ出し支援ガイドブック

課題4 プラスチックごみによる海洋汚染

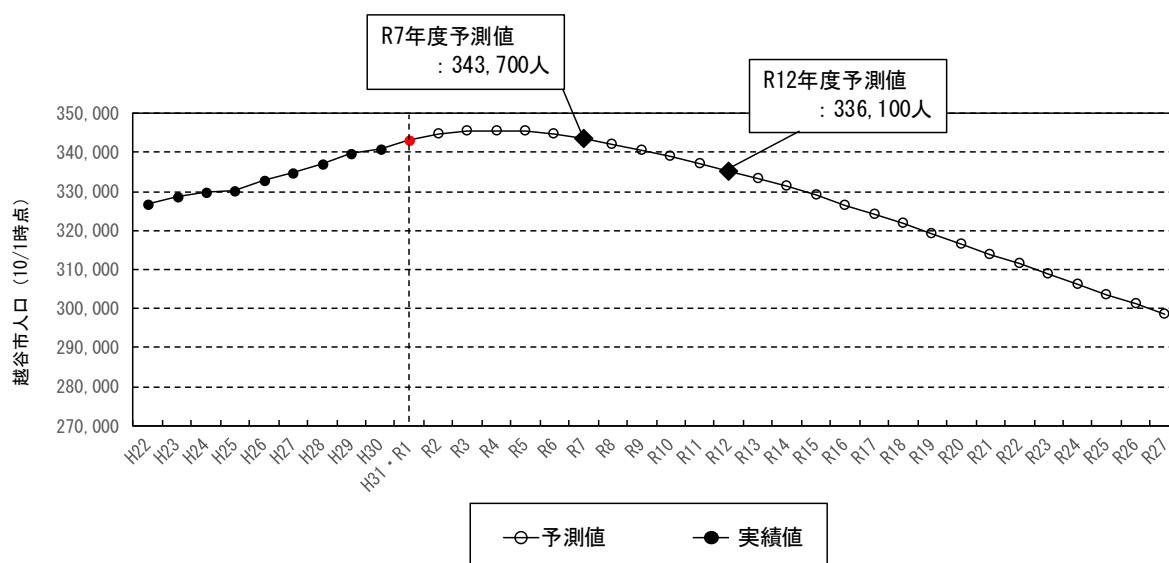
ごみのポイ捨てや不法投棄に起因したプラスチックごみによる海洋汚染については、世界的な環境問題となっており、近年では微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与える影響等について関心が高まっています。

この対策にあたっては、各行政機関、市民、事業者などが一体となって取り組むことが重要です。本市でも、プラスチックごみ削減に向け、レジ袋やワンウェイプラスチック製品などの使用抑制、ポイ捨て・不法投棄撲滅の徹底及び清掃活動の推進に係る市民への周知啓発を進める必要があります。

第5章 将来推計

第1節 人口の見通し

本市の人口の将来推計は、令和4年（2022年）の345,652人をピークに減少に転じ、本計画の目標年度である令和12年（2030年）には336,100人になる見込みです。*



※第5次越谷市総合振興計画における人口推計結果です。
令和元年（2019年）までは実績値を、令和2年（2020年）以降は推計値を用いています。
（各年4月1日時点）

図 5-1 人口の将来推計結果

第2節 ごみ量の推計

本市におけるごみの排出状況が現状のまま推移した場合について、将来のごみ量を推計した結果を図5-2に示します。

生活系ごみは1人1日当りの排出量が減少傾向にあり、また、人口も令和4年（2022年）をピークに減少傾向に転じることから、排出量も減少傾向になると想定されます。事業系ごみは、実績値が増加傾向にあるものの、コロナ禍における経済状況の変化や将来人口が減少傾向にあることから、横ばい傾向で推移すると想定されます。集団資源回収は実績値が減少傾向にあり、今後もその傾向が継続すると想定されます。以上のことから、令和12年度（2030年度）におけるごみ総排出量を100,041 t/年と推計しました。

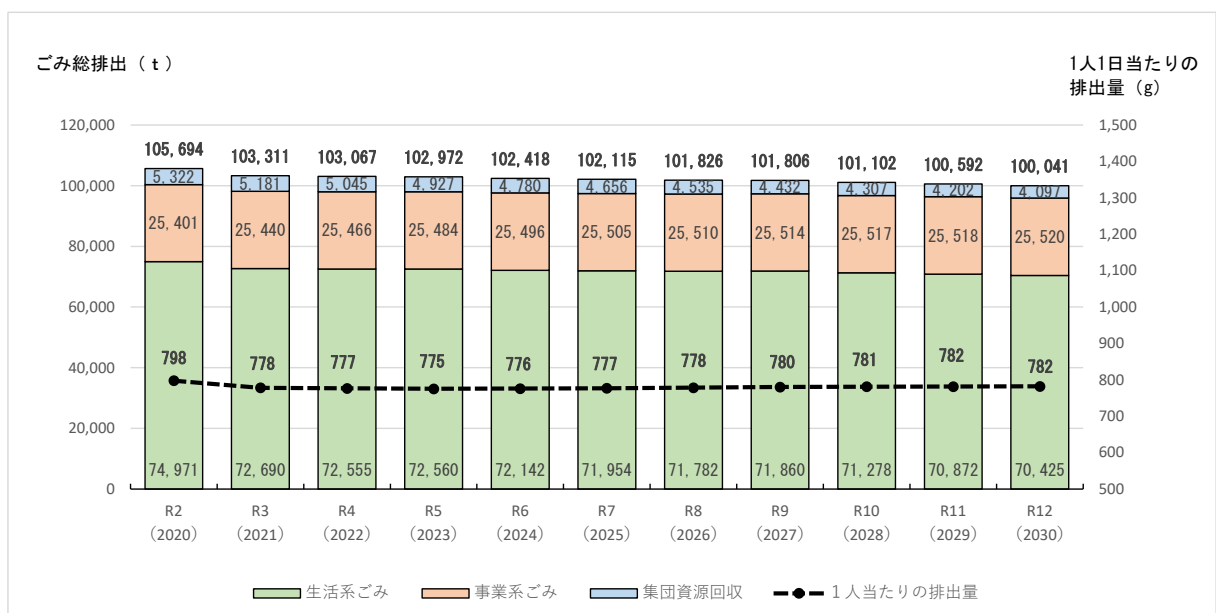


図5-2 ごみ量の将来推計結果（現状のまま推移した場合）

第6章 ごみ処理基本計画

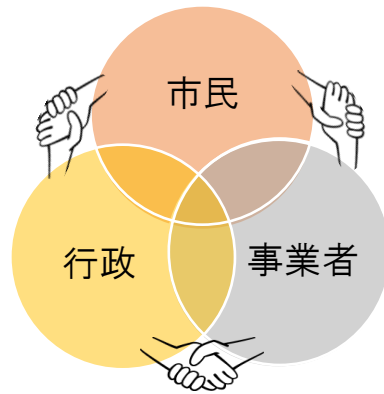
第1節 基本理念・基本方針及び施策の体系

基本理念

市民がつくる

持続可能な資源循環のまち

こしがや



本計画では、前計画の取り組みを継承し、市民が安心して生活できる環境を築くために、「市民がつくる 持続可能な資源循環のまち こしがや」を基本理念として掲げます。

越谷市では、これまで「参加と協働による循環型社会をめざして」の理念を掲げ、市民・事業者・行政が三者協働のもと、ごみの排出抑制・資源化のために取り組んできました。

本計画の策定においては「SDGs」の視点を取り入れ、循環型社会の構築に向けて、市民、事業者、行政が連携・協力を深めていく必要があることから、4Rの推進や事業系ごみの減量・資源化、食品ロスの削減、プラスチックごみの排出抑制のため取り組みを強化します。

また、今後少子高齢化の進展に伴う市民のライフスタイルの変化に的確に対応した、効果的で適正なごみ収集システムを構築することなど、資源循環型の持続可能な社会・地域を目指して、さらなるごみの減量化・資源化・適正処理を推進していきます。

本計画の施策体系を次ページに示します。

基本理念

市民がつくる
持続可能な資源循環のまち
こしがや

基本方針

基本方針1

市民・事業者との協働による資源循環の推進

市民・事業者・行政が連携し、ごみの減量・資源化などに取り組みます。
さらに、それぞれの役割や責任を果たす中で相互協力し、SDGsの理解促進と行動変革を推進することで循環型社会の構築を目指す。

1-1 分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進

1-2 地域一体となった資源化の促進

1-3 食品ロスの削減

1-4 SDGsの理解促進と行動変革

基本方針2

排出事業者等による主体的なごみの減量化・資源化の促進

排出事業者等は積極的にごみ減量やりサイクル推進に取り組みます。
市は排出量の多い卸売・小売業等に向けた減量化・資源化マニュアルの作成や資源化業者と排出業者のコーディネートを行い、ごみの適正排出及び資源化を促進します。

2-1 事業系ごみの減量化・資源化の促進

2-2 ごみの適正処理に向けた指導の徹底

2-3 事業者への支援体制の充実

基本方針3

新たなごみ収集・処理システムの構築

将来を見据え、高齢社会に対応したごみ収集・処理システムの整備に取り組む。また、市民や事業者の協力のもと、地域と連携したごみ集積所の管理、まちの美化などに取り組む。さらに、災害廃棄物の処理計画や業務マニュアルの見直しを行う。

3-1 長期展望に基づく収集・処理システムの検討

3-2 高齢社会に対応した環境整備

3-3 指定袋制度及びごみ処理有料化の検討

3-4 きれいなまちづくりの推進

3-5 災害廃棄物等処理体制の強化

個別施策

1-1-①ごみと資源の分別の徹底
1-1-②生ごみの減量
1-1-③プラスチックごみの発生抑制
1-1-④行政による減量・リサイクルの推進

1-2-①集団資源回収の見直し及び活性化
1-2-②分別ルール of 徹底
1-2-③生ごみリサイクルの検討
1-2-④廃棄物減量推進員制度の見直し

1-3-①家庭における食品ロスの削減
1-3-②事業者による食品ロスの削減
1-3-③食品ロスに関する普及・啓発の強化

1-4-①SDGsの理解促進・行動変革の推進
1-4-②ごみ減量、リサイクルの普及啓発など情報発信の充実
1-4-③外国人や若年層への周知・啓発

2-1-①事業者によるごみ減量・リサイクル活動の推進
2-1-②多量排出事業者へ向けた減量化計画書等の作成促進
2-1-③過剰包装の自粛の要請
2-1-④排出者責任の提唱

2-2-①事業者、収集運搬事業者への適正排出指導の徹底
2-2-②業種に応じたごみ減量講習会などの開催

2-3-①減量化・資源化マニュアルの作成
2-3-②SDGsの達成に向けた活動の推進
2-3-③食品廃棄物の循環システムの構築

3-1-①プラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査、研究
3-1-②資源化可能物拡大の検討

3-2-①「ふれあい収集制度」の継続及び強化の検討
3-2-②簡易版のごみ分別ガイド作成の検討
3-2-③使用済み紙おむつ対策の検討
3-2-④大量に排出されるごみへの対応の検討

3-3-①指定袋制度及びごみ処理有料化の検討
3-3-②計画の進捗状況等の情報公開・周知の徹底

3-4-①地域ぐるみのきれいなまちづくりの推進
3-4-②不法投棄・資源物持ち去りの防止
3-4-③越谷市まちをきれいにする条例の普及

3-5-①災害廃棄物処理計画や業務マニュアルの見直し
3-5-②災害廃棄物処理への備え
3-5-③災害時のごみ排出方法等の広報
3-5-④災害廃棄物収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築
3-5-⑤他自治体との相互支援体制の強化

基本方針1 市民・事業者との協働による資源循環の推進

基本的施策

施策 1-1 分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進

家庭系ごみの排出量は、年々減少してきているものの、市が毎年実施しているごみ組成調査によると、家庭から排出されたごみの約 54%はプラスチック類、約 14%は紙類と資源化が可能なごみであり、これらの資源を分別することで更なるごみの減量化が可能です。

これらのごみの減量化・資源化を推進するためには、排出者である市民・事業者それぞれが、自らの責任を意識し行動することが重要です。そのためには、減量・リサイクルに関する普及啓発や情報公開、ごみの出し方の周知を促進することなどにより、継続して市民の意識を高めることが必要となります。

また、近年、マイクロプラスチックの海洋への蓄積が世界的な課題となっていることを受け、プラスチックごみの発生抑制やプラスチック・スマートの推進を図ることも重要です。

個別施策 1-1-① ごみと資源の分別の徹底

○ごみ減量・リサイクルのPR

ごみの分け方・出し方を掲載したカレンダーや広報誌等により、ごみ減量・リサイクルの啓発に努めます。

○分別ルールの徹底

自治会等に行政職員が出向き、ごみ減量・リサイクルに関する説明を行うなど、分別ルールの徹底を図ります。

○ごみ分別アプリの導入・配信の検討

ごみ分別アプリ（燃えるごみや資源ごみ等の分別方法を検索できる機能や、収集日程カレンダー機能を備えたスマートフォン用ごみ分別支援アプリ）の導入・配信を検討します。

個別施策 1-1-② 生ごみの減量

○生ごみ削減の3キリ運動の推進

ごみ減量のため、生ごみの水切りについて啓発を行うほか、食品ロス削減の取り組みとして、食材の使いきり、料理の食べきりを加えた「3キリ運動」を推進します。

○家庭用生ごみ処理機購入費補助制度の促進

生ごみを減量するため、生ごみ処理機器を購入した際に、購入費の一部を補助していますが、利用状況が低迷していることから、より一層制度の活用を市民に呼びかけていきます。

個別施策 1-1-③ プラスチックごみの発生抑制

○プラスチックごみの発生抑制

レジ袋の有料化に伴い、マイバッグの使用促進や過剰包装などを断る（リフューズ）ことにより、ワンウェイプラスチックごみの発生を抑制します。

○プラスチック・スマート^{*}の推進

環境省が進める「プラスチック・スマート」キャンペーンを踏まえ、世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、市民・事業者などの主体が連携協働して、ごみ拾いイベントへの参加やマイバッグ、マイボトル、キャップリサイクルなどの取組を進めることを支援します。

^{*}プラスチック・スマート：世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人、自治体、NGO、企業、研究機関など幅広い主体が連携共同して取り組みを進めることを目的とする環境省の取組です。

個別施策 1-1-④ 行政による減量・リサイクルの推進

○排出・収集方法の検討

より効果的・効率的なごみ処理を行うため、ごみ排出量・組成等の推移をもとに、排出方法や収集方法、集積所のあり方について検討します。

○各種団体等の先進的な取組みの普及促進

地区コミュニティ推進協議会や自治会等における特色あるごみ減量・リサイクル活動について、広く紹介し、他団体での実践を促します。

○4Rの推進に関する普及啓発の継続

4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）をさらに推進するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう、情報発信や普及啓発活動を継続します。

○施策の進捗状況の情報公開

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすためには、減量・リサイクルの進捗状況を自ら把握し、互いにチェックできるよう進捗状況の情報公開を行います。

施策 1-2 地域一体となった資源化の促進

ごみの資源化の促進にあたっては、地域が一体となって取り組むことが重要です。

集団資源回収は、市民の自主的なリサイクル活動であり、市の行政回収と比較して少ない経費で質の高い資源を回収することができるだけでなく、地域のコミュニティづくりの推進やごみ減量への意識啓発の場としても有効な取り組みですが、少子化による子供会などの活動停止や団体の高齢化による担い手不足などの課題に対応していくことが求められています。

また、廃棄物減量等推進員は、ごみに関する地域のアドバイザーとして、分別及び排出方法の普及啓発活動を実施するとともに、市とのパイプ役を担ってきましたが、制度が形骸化していることもあり、今後は、地域の特性や時代に即した活動内容へと見直すことが重要です。

個別施策 1-2-① 集団資源回収の見直し及び活性化

○集団資源回収の見直し及び活性化

少子化による子供会などの活動停止や団体の高齢化による担い手不足、古紙の市況価格の下落により回収業者の買取価格が逆有償になるなどの課題があるため、今後も市民が安心して集団資源回収を継続できる仕組みを検討します。

○未実施地域での活動促進

集団資源回収の未実施地域の現状を把握し、未実施地域において新たに活動する団体を増やします。また、一定程度まとまった量のごみ・資源が排出される集合住宅などには重点的に集団資源回収への参加を提案します。

○集団資源回収の拡大

集団資源回収へ移行できる品目は、行政回収から集団資源回収への移行を検討します。

個別施策 1-2-② 分別ルールの徹底

○資源品の分別徹底

地域における排出時の資源品の分別徹底の啓発活動を継続実施します。

○排出禁止物等の適正処理の周知

市では処理できない家電品目や排出禁止物等について、民間の処理業者による適正な処理方法を周知します。

個別施策 1-2-③ 生ごみリサイクルの検討

○生ごみリサイクルの検討

生ごみのリサイクルについて、生成物の有効活用まで含めた仕組みづくりを検討します。

個別施策 1-2-④ 廃棄物減量推進員制度の見直し

○廃棄物減量推進員制度の見直し

地域におけるごみ減量・リサイクル活動の中心となる廃棄物減量等推進員は、集積所に出されるごみの分別状況の確認や自治会などでのごみ分別のアドバイザー役を担っており、今後、地域の特性や時代に即した活動など、必要に応じて見直しを行います。

施策 1-3 食品ロスの削減

食品ロスについては、持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられ、国が定める「第四次循環型社会形成推進基本計画」において令和12年（2030年）までに半減するという目標が定められており、全国的にも重要性の認識が高まっています。

農林水産省の調査によると、日本国内での食品廃棄物の総量は平成29年度（2017年度）に2,550万トンで、このうち食べられるにもかかわらず廃棄される食品、いわゆる食品ロスは年間612万トンと推定され、このうち、家庭から排出される食品ロスは284万トンと推定されています。

また、埼玉県清掃行政研究協議会が平成30年（2018年）3月に行った家庭ごみ中の食品ロス排出状況調査では、本市の食品ロスは年間7,975トンと推定されています。

こうした中、国は令和元年（2019年）に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、食品ロス削減推進法という）を制定し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減に向けた取り組みを進めています。

このようなことから、ごみの減量化をさらに進めるためには、食品ロス削減に取り組むことが重要であり、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務を認識し、市民は消費者としての取り組み、事業者は食品ロスを生じさせない取り組み、行政はその仕組みづくりと普及啓発の取り組みが必要です。

なお、食品ロスの削減の項目及び食品ロス削減の目標値については、食品ロス削減推進法第13条に基づき、市の区域内における食品ロスの削減の推進を図るために食品ロス削減推進計画として定める。

個別施策 1-3-① 家庭における食品ロスの削減

○消費者による適正量購入等の推進

消費者は、事前に家にある食材をチェックし期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入する意識の啓発を進めます。

○食品ロスの削減家計簿手帳の導入

家庭で取り組める食品ロス削減運動の一つとして、毎月1回、食品ロスとなったものの重さを量り家計簿手帳に記入してもらうことで、食品ロス削減に対して意識の向上を図る仕組みの導入を検討します。

○フードドライブ*等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）

食品ロス削減の一環として、家庭で眠っている食品をリサイクルプラザへ持ち寄っていただき、市内の子ども食堂へ提供するフードドライブ事業を行います。

*フードドライブ：家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設等に寄付する活動

個別施策 1-3-② 事業者による食品ロスの削減

○小売業者等による量り売りや小分け売りなどの推進

小売業者や飲食店などでの食べ残しを減らすために、小盛りやハーフサイズメニューの提供等の取り組みを推進します。

○ドギーバッグ

飲食店における持ち帰りバッグの配布や、持ち帰り希望者への対応を推進する取り組みを促進します。

○「彩の国エコぐるめ協力店」の登録促進による食品ロスの削減

県と連携し、「彩の国エコぐるめ協力店」への登録を促進することで、飲食店から排出される食品ロスの削減を推進します。

個別施策 1-3-③ 食品ロスに関する普及・啓発の強化

○食品ロス削減月間における啓発の実施

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携し、10月30日の食品ロス削減の日を含む10月の食品ロス削減月間に「食べきり運動」等を推進し、食品ロスを削減することを目的として、「おいしい食べ物をおいしく楽しく食べきる」ことを市民に啓発していきます。

○消費期限や賞味期限の正しい認識の周知

消費や購買行動への影響を踏まえ、市民（消費者）の消費期限・賞味期限についての正しい理解を促進することにより、食品ロスの削減を推進します。

○民間企業と協働した「エコ・クッキング教室」の実施

買い物から調理、後片付けまでの一連の流れの中で、計画的な食材購入や保管・調理方法の工夫などを実践する“食材を無駄にせず、ごみをできるだけ出さない”「エコ・クッキング教室」を民間企業と協働して取り組みます。

○食べきり15（いちご）タイムの啓発

宴会では家庭での夕食と比較し、一人1食当たり約4倍の食品ロスが発生していることを周知し、宴会のラスト15分は「残さず宴会のラスト15分は「残さず食べ切ろう」を目標に食べきりタイムを設けることで食品ロスの削減を啓発していきます。

○食育推進事業を通じた食品ロス削減を実践する担い手の育成

小・中学校の教育機関と連携し、給食の食べ残し等の食品ロス削減に対する意識啓発を推進するとともに、食品ロス削減を実践する担い手の育成を行っていきます。

施策 1-4 SDGs の理解促進と行動変革

SDGs は国連で採択され、我が国としても積極的な参加を位置づけている世界的な目標となっています。令和12年（2030年）とされているSDGsの目標期間も本計画と同時期となります。特に、SDGsを受けて日本が具体的に取り組むとした項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ゴミ対策の推進等が含まれており、本市としても国際的な動きや国の考え方を注目しながら、基礎自治体の一つとして、貢献できるように取り組むことが重要です。

個別施策 1-4-① SDGs の理解促進・行動変革の推進

- 環境に配慮した消費活動・暮らし方などの啓発及び環境教育の推進
一人ひとりのごみ減量・リサイクル推進の取り組みが持続可能な社会づくりにつながることや、環境に配慮した消費活動・暮らし方が、プラスチックの問題や食品ロスの削減など、廃棄物をめぐる課題を解決する糸口になることを学ぶことができる環境の整備を進めます。
- 市民参加による家庭ごみ計量の取組み
市民のモニター参加など家庭ごみの計量を行い、家庭ごみの組成、食品ロスなどの情報提供を行い、意識啓発を進めます。
- 学校等教育機関におけるリサイクル学習の支援
小中学校の環境学習用資料「しらこぼと」の作成を支援し、子どもの頃からごみに対する問題意識を持つよう働きかけを行います。
- 学校等におけるキャップリサイクルの取組み支援
小中学校における学校等でのキャップリサイクルの取組みなど、リサイクル活動の支援を継続するとともに、子どもの学校活動を通じ、家庭でも同様のリサイクル活動を実践するよう促します。

個別施策 1-4-② ごみ減量・リサイクルの普及啓発など情報発信の充実

- 情報発信の充実
市民や事業者の行動変容を効果的に促すため、専門家、ボランティア、地域団体や市民活動団体等と連携しながら、ごみ減量・リサイクルの普及啓発などの情報発信を充実させます。
- リサイクルプラザ等を活用した環境イベント等の開催
リサイクルプラザ等の啓発施設を活用した修理体験やリユース品の販売、工場施設見学等の環境イベント等を通して、ごみ減量・リサイクルの啓発に努めます。

個別施策 1-4-③ 外国人や若年層への周知・啓発

○外国人や若年層へのごみの適切な分別方法等の周知・啓発

ごみの分別・排出になじみの薄い外国人の住民が増加していることや、国内でも自治体ごとに分別・排出のルールが異なっていること、学生をはじめとする若年層は、ごみ減量・4Rに関する施策の認知度が低いことなどを踏まえ、多言語のパンフレットやごみ分別アプリなどの活用、大学などと連携した周知啓発を行います。

基本方針2 排出事業者等による主体的なごみの減量化・資源化の促進

基本的施策

施策2-1 事業系ごみの減量化・資源化の促進

本市の事業系ごみの排出量は微増傾向であることから、排出事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、ごみの排出抑制や分別の徹底について意識啓発をより一層行い、指導を徹底していくことが重要です。

また、事業系ごみは、排出者責任のもとに処理・資源化されることが大原則であるため、事業系ごみの発生抑制・減量化の取組を更に推進し、削減を図ることが重要です。

個別施策2-1-① 事業者によるごみ減量・リサイクル活動の促進

○店舗利用者等へのごみ減量啓発の推進

スーパー等の小売店や各種団体が協力して市民にマイバッグ、マイ箸等の利用を呼びかけ、ごみの減量を促進します。

○店頭回収の促進

スーパー、コンビニなどが店頭の回収ボックスなどで行っている資源物の自主回収の取り組みを促し、これらの運動を広報する等活动を支援します。

○先進事例の紹介と意識啓発

事業者における特色あるごみ減量・リサイクル活動について、広く紹介し、他事業者での実践を促します。

○食品リサイクルの普及促進

食品廃棄物の発生抑制と排出抑制、再生利用の促進を目的とした食品リサイクル法の施行に伴い、法に準拠した食品リサイクルを検討している市内企業もあることから、食品リサイクル事業への参入を検討している事業者について情報収集するとともに、食品リサイクルの推進体制の整備を検討します。

○環境マネジメントシステムの導入による環境配慮型事業の展開促進

事業者が環境マネジメントシステムを導入し、自主的に環境保全に関する取組を進めるよう、その事業展開の支援を検討します。

○未利用古紙の資源化促進、オフィス・ペーパー・リサイクル越谷の推進

事業系ごみのうち、リサイクル可能なオフィス古紙、機密文書の未利用古紙の資源化を促進し、事業系ごみの減量化を図ります。

市内の企業が連携し、オフィスから発生する古紙の回収による資源化への取り組みを通じ、リサイクルの社会的な拡大定着を図ります。

個別施策 2-1-② 過剰包装の自粛の要請

○過剰包装の自粛の要請

商品の過剰包装をできるだけ自粛するよう、スーパー等の小売店や各種団体に要請します。

個別施策 2-1-③ 多量排出事業者に対する減量化計画等の制度検討

○多量排出事業者に対する減量化計画等の制度検討

多量排出事業者に対し、ごみの排出に関する制度を整備し、減量化計画書等の作成により、分別徹底や再生品の活用など、事業者の自主的なごみ減量・リサイクルへの取り組みを促します。

個別施策 2-1-④ 排出者責任の提唱

○市内事業者への排出者責任の啓発

市内事業者に対し、排出者責任の考え方に即して、より環境負荷の少ない製品の使用や過剰包装などの削減に努めるよう啓発します。

○国等への要望

国に対しては、不要となった製品の還元システムの充実や効率化などについて東埼玉資源環境組合を構成する5市1町と連携しながら全国都市清掃会議や全国組織などを通して要望します。

施策2-2 ごみの適正処理に向けた指導の徹底

排出事業者等による主体的なごみの減量化・資源化を進めるためには、事業者や収集運搬業者自らが理解し、ごみの適正処理を主体的に行うことが重要です。そのため、減量・資源化を促す訪問指導や搬入物検査の実施、事業系ごみの種別分析による減量化の促進など、適正排出の促進が求められます。

個別施策2-2-① 事業者、収集運搬事業者への適正排出指導の徹底

○減量・資源化を促す訪問指導

各事業所を訪問し、資源化の徹底を指導します。

○東埼玉資源環境組合と連携した定期的な搬入物検査の実施

東埼玉資源環境組合と連携し、事業所に定期的な搬入物検査を実施します。

東埼玉資源環境組合において搬入ごみの検査を実施し、資源の分別が不十分な事業者や、排出ルールに違反している事業者に対して直接指導を行います。また、許可業者に依頼して東埼玉資源環境組合にごみを搬入している事業者に対しては許可業者を介した指導、啓発を実施します。

○事業系ごみの種別分析による減量化の促進

東埼玉資源環境組合で行われている事業系燃えるごみの組成調査の結果を分析し、事業系ごみの減量化の検討を行います。

○優良事業者の顕彰

事業者が自主的に排出するごみ量を把握し、減量の目標値を設定するなど、優良な事業者の表彰を検討します。

個別施策2-2-② 業種に応じたごみ減量講習会などの開催

○業種に応じたごみ減量講習会などの開催

廃棄物管理責任者など廃棄物関連の業務を行っている事業者を対象に、事業所内での分別ルール・分別体制など、ごみ減量・リサイクル推進に欠かせない必要な知識・ノウハウを提供する実践的な講習会等の実施を検討します。

施策2-3 事業者への支援体制の充実

事業系ごみの減量・資源化を促すために、事業者、消費者ともにメリットのある仕組みを構築し支援することが重要です。そのために、SDGsも踏まえた活動の協力、広報・紹介、コーディネート、補助・助成などの検討が求められます。

また、食品廃棄物は、生産から廃棄、最終処分までの全体を見通した循環システムとして検討することが重要です。

個別施策2-3-① 減量化・資源化マニュアルの作成

○卸売・小売業者向けの減量化・資源化マニュアルの作成

事業者は、自らのごみの減量化・再資源化に努めるほか、製造・仕入れ・販売などのあらゆる事業活動において、「環境への配慮」「消費者が分別するための配慮」などが求められており、卸売・小売業者向けに実践的なマニュアルを作成し普及啓発します。

個別施策2-3-② SDGsの達成に向けた活動の推進

○「彩の国エコぐるめ協力店」の登録促進

埼玉県では、食品ロスや食品廃棄物を減らす取組を実施する事業者を「彩の国エコぐるめ協力店」として登録し、取り組みを紹介する活動を推進しており、これを促進することで、SDGsの取組みを推進します。

○飲食店テイクアウト時マイ容器持参客への補助の検討

飲食店において、テイクアウト時にマイ容器を持参した人にインセンティブを与え、その協力店舗に補助を行うなどの仕組みを検討します。

個別施策2-3-③ 食品廃棄物の循環システムの構築

○食品廃棄物の循環システムの構築

事業所の食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物を市外施設で資源化（堆肥化、飼料化）する際は、搬入先市町村と事前協議を行い円滑な処理体制を確保することで、食品廃棄物の減量化を推進する事業者の取り組みを支援します。

基本方針3 新たなごみ収集・処理システムの構築

基本的施策

施策3-1 長期展望に基づく収集・処理システムの検討

今後の少子高齢化の進展など長期展望に基づく市民のライフスタイルの変化に対応するため、プラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究や効果的で適正なごみ収集システムの構築の検討が重要です。

個別施策3-1-① プラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究

○プラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究

プラスチックごみの一括回収・リサイクルについて、国や民間処理業者の動向を注視しつつ、調査・研究をします。

○発泡スチロールの資源化の調査・研究

現在、白色トレイを溶り協会ルートで資源化を行っていますが、同様に発泡スチロールの分別回収及び資源化について調査・研究をします。

○新たな分別区分の検討

分別区分については、東埼玉資源環境組合の計画や組合の構成市町と連携しながら、将来的な分別区分の統一について協議します。

○AI チャットボット・スマートスピーカーサービス導入の検討

市民からのさまざまな問い合わせに対して、対話形式で分別や処理方法、イベント情報の案内をAIが応答するサービスの導入を検討します。

個別施策3-1-② 資源化可能物拡大の検討

○資源化可能物拡大の検討

東埼玉資源環境組合5市1町（越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）が連携し、資源化可能物の拡大を検討します。

可燃ごみに含まれる雑紙の資源化やプラスチックごみの一括回収・リサイクルについて、国や民間処理業者の動向を注視しつつ、調査・研究をします。

施策3-2 高齢社会に対応した環境整備

今後、さらに一人暮らしの高齢者等の増加が見込まれることから、市民のニーズを的確に捉えながら、ごみ出しに関する新たな支援の必要があり、新たに屋内から粗大ごみなどの持ち出しを行うサポートなどを検討することが重要です。

また、高齢化による要介護者の増加に伴う在宅医療廃棄物や使用済み紙おむつの排出量増加に対応するため、医療機関、収集運搬業者等の関係機関との連携・協力のもと、収集・処理方法の在り方について検討することが求められます。

個別施策3-2-① 「ふれあい収集制度」の継続及び強化の検討

○「ふれあい収集制度」の継続及び強化の検討

ふれあい収集に加え、新たに屋内から粗大ごみなどの持ち出しを行うサポートを検討するなど、ふれあい収集を拡充します。

個別施策3-2-② 簡易版のごみ分別ガイド作成の検討

○ごみ排出方法の内容を簡略化した分別ガイド作成の検討

ごみの分別排出を促進するため、ごみの分別や排出方法をイラスト等により簡略化し、分かりやすくした分別ガイドの作成を検討します。

個別施策3-2-③ 使用済み紙おむつ対策の検討

○使用済み紙おむつの回収ルートへの検討

市内公立保育所において使用済み紙おむつの回収を実施しており、老人福祉施設など回収ルートの拡大を検討します。

○使用済み紙おむつの再資源化の検討

使用済み紙おむつの再資源化の検討など使用済み紙おむつ対策の検討を進めます。

個別施策3-2-④ 大量に排出されるごみへの対応の検討

○大量に排出されるごみへの対応の検討

年々家の中には持ち物が増えてきますが、いずれはこれらを整理する時期が訪れます。整理の際には、ごみや資源物が大量に排出されるだけでなく、家具や家電など再使用可能なものも多く排出されることが想定されることから、こうした状況に対応するため、整理業者やリユース業者等と連携した対応について調査・研究をします。

施策3-3 指定ごみ袋制度及びごみ処理有料化の検討

ごみの排出量やごみ処理費用等の情報公開を進めるとともに、ごみ処理経費の適正化を検討する必要があります。

また、指定袋制度や家庭系ごみの処理有料化について、制度内容の周知並びに理解促進を図るとともに、指定袋制度や家庭ごみの有料化の導入について必要性を検討します。

個別施策3-3-① 指定ごみ袋制度及びごみ処理有料化の検討

○指定ごみ袋制度及びごみ処理有料化の検討

ごみの発生抑制・排出抑制や再生利用の推進、また負担の公平性の確保等の効果と、市民の負担増、社会的弱者に対する配慮などの問題を踏まえ、東埼玉資源環境組合を構成する5市1町と連携しながら導入の調査・研究をします。

個別施策3-3-② 計画の進捗状況等の情報公開・周知の徹底

○ごみ削減量やごみ処理費用等の情報公開・周知の徹底

定期的にごみ処理量やごみ処理費用等の情報を公開し、市民にごみ処理費用に対する意識を高めてもらうよう取り組んでいきます。

○廃棄物会計基準の導入の検討

適切なごみ処理経費を検討するため、廃棄物会計基準の導入を検討します。

また、東埼玉資源環境組合を構成する5市1町と連携しながら、可燃ごみ処理経費の透明化を図るため、廃棄物会計基準の導入を検討します。

施策3-4 きれいなまちづくりの推進

快適な都市環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを進めるためには、地域ぐるみのきれいなまちづくり、不法投棄等の防止、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止などを推進することが重要です。

海洋プラスチックごみ問題は、海だけの問題として捉えられがちですが、街中で発生したプラスチックごみは河川を通して海に流れ込んでおり、その解決には陸上での対策が大変重要です。

ごみ集積所については、排出ルール違反や資源物の持ち去りなど、管理運営上の問題が発生しています。また、カラス等によるごみの散乱対策も必要となってきます。

個別施策3-4-① 地域ぐるみのきれいなまちづくりの推進

○地域清掃活動の推進

自治会清掃や市内清掃美化運動等を支援します。

○海ごみゼロウィークへの参加の推進

「海ごみゼロ」を合言葉に行われる一斉清掃活動への参加を促すことで、世界中で増え続ける海洋ごみ問題の周知啓発とともに、海洋ごみを出さないという意識の醸成を推進します。

○ごみ集積所の維持・管理の推進

排出ルール違反については、看板の設置や警告シールの貼付などのきめ細かい指導を行います。また、カラス等によるごみの散乱対策として、防鳥ネットの貸し出しを行うなど、ごみ集積所の維持・管理に努めていきます。

個別施策3-4-② 不法投棄・資源物持ち去りの防止

○不法投棄・資源物持ち去りの防止

引き続きパトロールを充実させ、啓発看板の設置や関係機関との連携を強化して、不法投棄・資源物持ち去りを防止します。

悪質なケースについては、警察とも連携して、厳格に対応します。

○不法投棄対策

広報などで不法投棄防止のための定期的な啓発や看板設置などの対策を行うとともに、他の取り組み事例なども調査し、不法投棄させない環境づくりを推進します。

個別施策3-4-③ 越谷市まちをきれいにする条例の普及

○越谷市まちをきれいにする条例の普及

「越谷市まちをきれいにする条例」の普及を図り、ポイ捨て等を防止し、地域美化を進めます。

施策 3-5 災害廃棄物等処理体制の強化

大規模災害時において、短期間に大量に発生する災害廃棄物等を円滑に処理するために、市民、事業者、行政が協力し、平時から十分な対策をしておく必要があります。

特に、廃棄物の広域処理を図るため、近隣市町当との連携体制や、災害廃棄物の排出場所・収集方法・仮置き場等の処理対策について検討し、災害時の廃棄物処理が迅速に行えるよう取り組みが必要です。

個別施策 3-5-① 災害廃棄物処理計画や業務マニュアルの見直し

○災害廃棄物処理計画の見直し

近年発生した災害における、他自治体の災害廃棄物等の処理状況を把握し、本市で定める「越谷市災害廃棄物処理計画」における仮置き場の運営方法や処理フロー等の見直しを行います。

○災害廃棄物処理マニュアルの見直し

「災害廃棄物処理マニュアル」について、訓練の実施結果等を踏まえ、大規模災害発生時に迅速な対応を行えるよう、見直しを行います。

個別施策 3-5-② 災害廃棄物処理への備え

○関係機関との情報連絡体制の確保

大規模災害の発生時には、情報収集・連絡等が迅速かつ的確に行われるよう、関係行政機関、業界団体等との緊密な情報連絡体制の確保を図ります。

○災害廃棄物処理体制の構築

市民、事業者、行政による災害等を想定した訓練の実施など、災害廃棄物処理体制の構築を図ります。

■災害廃棄物等処理における各主体の取り組み

市民の取り組み	●災害時のごみ排出方法の平時からの理解
	●災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施
事業者の取り組み	●災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施
	●災害時の情報収集及び情報共有手段の確保の検討
行政の取り組み	●災害廃棄物等の処理方法の検討
	●災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施
	●災害時の情報収集及び情報共有手段の確保
	●仮置き場の確保に向けた検討
	●災害廃棄物等の収集・処分体制の構築

個別施策 3-5-③ 災害時のごみの排出方法等の広報

○平時からの市民・事業者への周知・啓発

災害廃棄物等の処理を適正に進めるためには、市民や事業者の理解と協力は欠かせません。このため、平時から災害廃棄物等の排出ルールについて、市民や事業者の理解を得られるよう周知・啓発していきます。

○仮置き場への排出方法等の適切な案内の検討

大量に発生する片づけごみについては、災害時の公衆衛生や道路上の安全を確保する観点から、仮置き場への排出方法等を適切に案内できるよう検討を進めます。

■災害時のごみ排出方法の各主体の取り組み

市民の取り組み	●災害時のごみ排出方法の平時からの理解（再掲）
事業者の取り組み	●災害時の情報収集及び情報共有手段の確保の検討（再掲）
行政の取り組み	●平時からの片づけごみの排出方法や仮置き場での分別（コンクリート、木くず、金属くず等）に関する情報提供
	●災害時の情報収集及び情報共有手段の確保（再掲）
	●災害時におけるごみ排出方法等の情報共有手段の検討

個別施策 3-5-④ 災害廃棄物収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築

○災害廃棄物収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築

災害時におけるごみの収集・処分及び家屋を解体した際に生じるがれき等の災害廃棄物等の処理を迅速かつ円滑に対応できるよう民間事業者との協力体制の構築を図ります。

個別施策 3-5-⑤ 他自治体との相互支援体制の強化

○東埼玉資源環境組合を構成する5市1町との相互支援体制の強化

東埼玉資源環境組合を構成する5市1町との連携及び相互援助体制を強化することにより、災害廃棄物等の迅速な処理体制及び支援体制の構築を図ります。

第2節 ごみ処理の数値目標

(1) 施策効果を反映したごみ量の推計

過去の人口、ごみや資源の排出量等を基に推計を行い、施策による削減効果を反映して推計した結果を図6-1に示します。

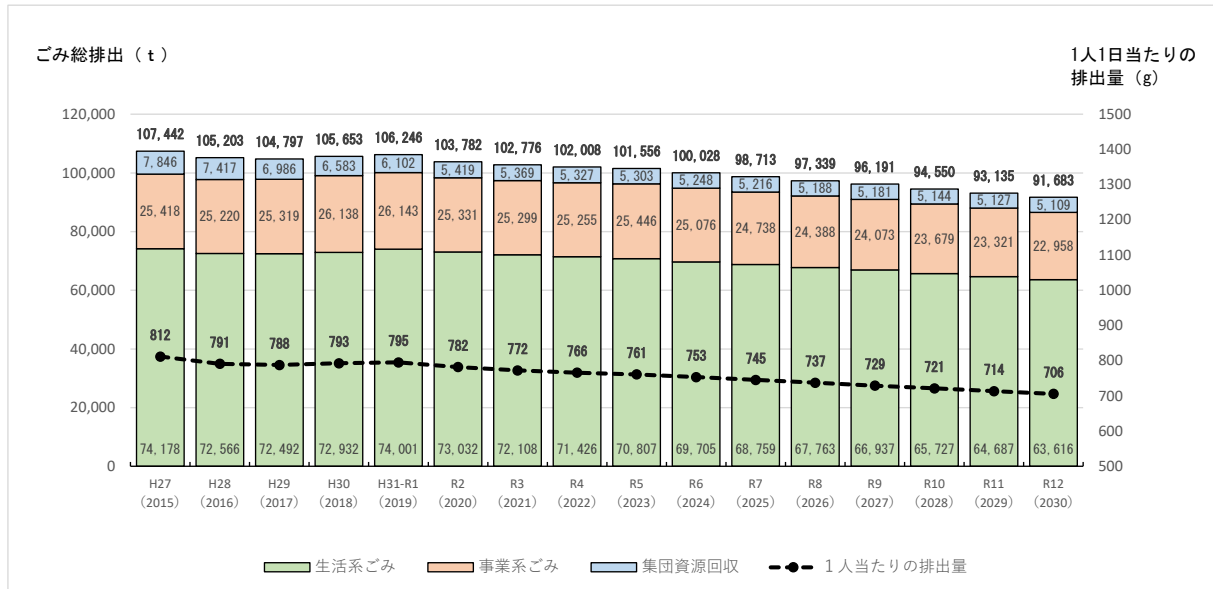


図6-1 ごみ量の将来推計結果 (施策効果を反映した場合)

(2) 数値目標の設定

ごみ処理の基本となる「数値目標」を、施策効果を反映した推計結果に基づき以下の通り設定します。

表6-1 本計画の実績値と目標値

項目	単位	H31・R1 (2019) 実績値	R7 (2025) 目標値	R12 (2030) 目標値
1 1人1日当たりのごみ排出量 (生活系ごみ+事業系ごみ)	g/人・日	795	740	690
2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (生活系ごみ-資源ごみ)	g/人・日	528	490	440
3 事業系ごみ排出量	t/年	26,143	24,000	21,000
4 最終処分量	t/年	8,209.55	8,000	7,800
5 リサイクル率	%	17.2	20.0	25.0
6 家庭から排出される食品ロス量	t/年	8,047	7,400	6,000

- 目標1 1人1日当たりのごみ排出量を690g/人・日に削減する
- 目標2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を440g/人・日に削減する
- 目標3 事業系ごみ排出量を21,000t/年に削減する

ごみ排出量を削減するためには、ごみを出さないライフスタイルへの転換が重要です。

今後は、使い捨てのライフスタイルを改善するための普及啓発や、ごみ削減に向けて実効性のある取り組みを優先的に実施することで、令和12年度（2030年度）までに1人1日当たりのごみ排出量を795g/人・日（2019年度実績）から690g/人・日^{*}に約13%削減します。

※：目標値は予測値以上の減量をめざして設定しています。

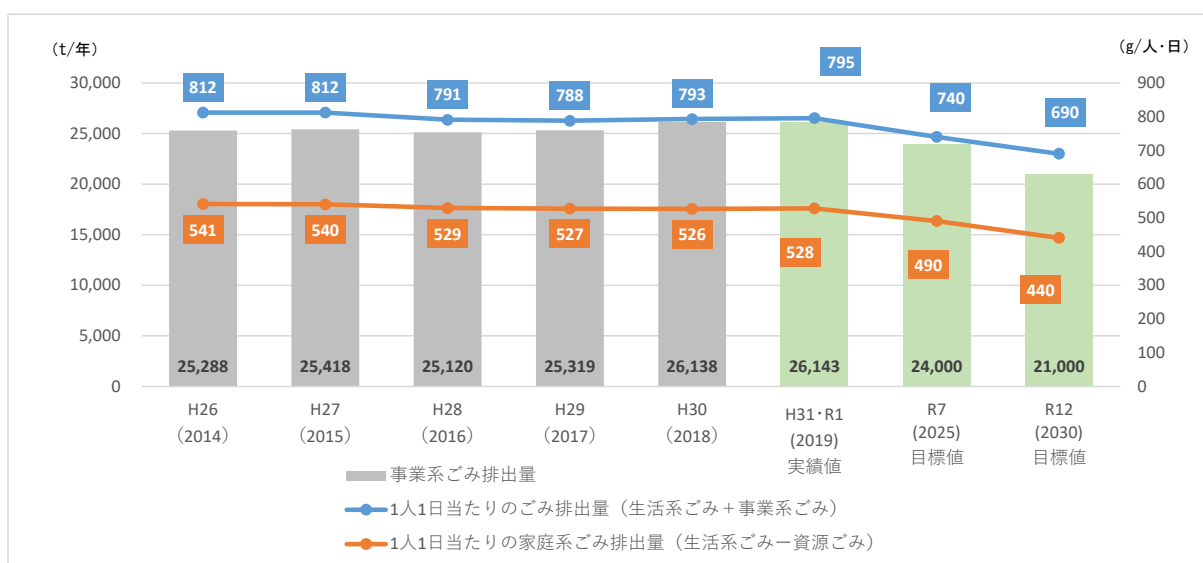


図6-2 1人1日当りの排出量、事業系ごみ排出量の目標値

目標4 最終処分量を7,800t/年に削減する

排出量の削減とごみの資源化を積極的に推進することで最終処分量の削減に努め、令和12年度（2030年度）までに最終処分量を7,800t/年に5%削減します。

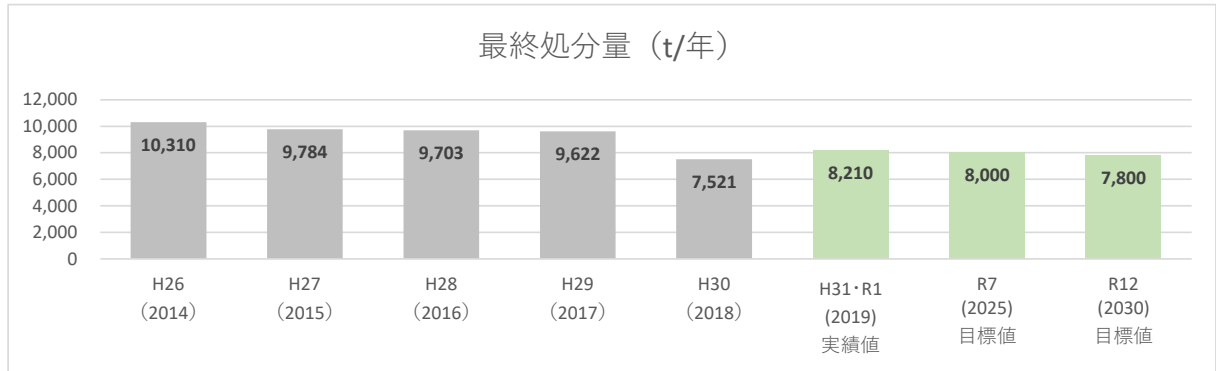


図6-3 最終処分量の目標値

目標5 リサイクル率を25%に引き上げる

ごみの資源化には、分別を適切に実施することが重要となります。

このため、分別の徹底を呼びかける啓発活動や、資源物を排出しやすい環境づくりに取り組むことで、令和12年度（2030年度）までにリサイクル率を17.2%（令和元年度（2019年度）実績）から25%に約8ポイント引き上げます。この場合、プラスチック等の焼却熱の資源化分を考慮したリサイクル率は●%となります。

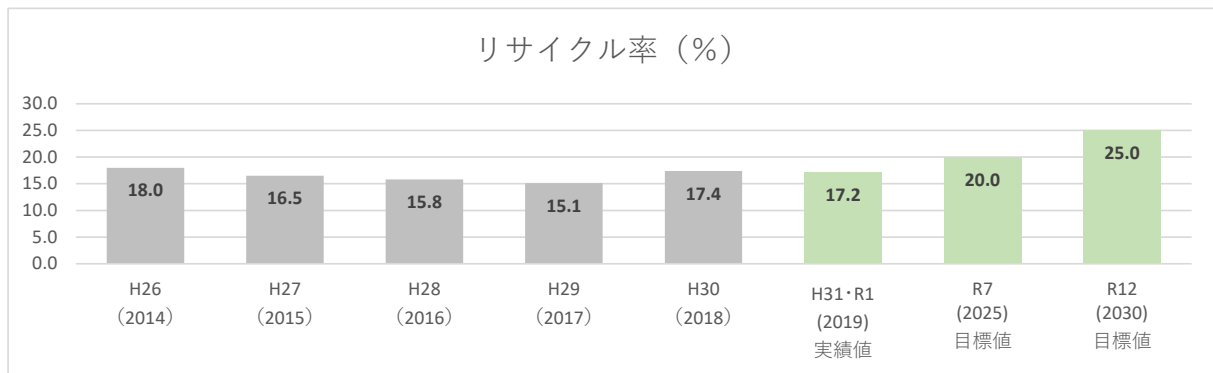


図6-4 リサイクル率の目標値

目標6 家庭から排出される食品ロスを6,000t/年に削減する

家庭から排出される食品ロスを削減するためには、1人1人が食べ物を無駄にしない意識を持つことが重要です。

今後は、食品ロス削減の必要性について普及啓発を行い、可能なものから具体的に行動に移すことで、令和12年度（2030年度）までに家庭から排出される食品ロスを8,047t/年（令和元年度（2019年度）実績）から6,000t/年※に約25%削減します。

※：目標値は予測値以上の減量をめざして設定しています。

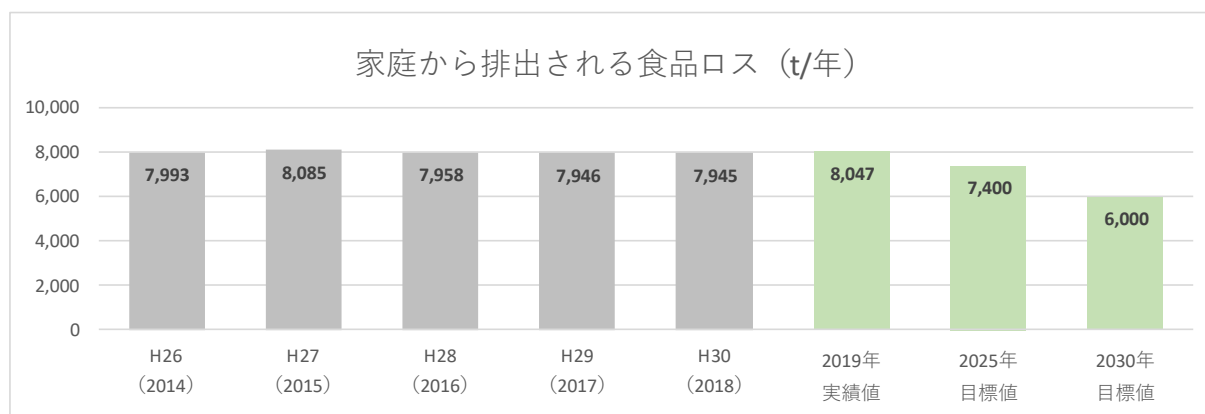


図6-5 家庭から排出される食品ロス量の目標値

第3節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1)収集運搬計画

家庭系ごみの収集運搬は、直営ないし委託業者にて行います。

事業系ごみについては、自らの責任において適正に処理することを基本原則としますが、本市で処理処分可能なごみに限り受け入れることとし、収集運搬は許可業者もしくは直接搬入にて行うこととします。

表6-3 ごみの収集区分と収集運搬体制

分類	項目	収集運搬担当	収集方式	排出形態	収集回数	
生活系ごみ	燃えるごみ	市	ステーション	袋	週2回	
	ペットボトル	市	ステーション	カゴ	隔週	
	白色トレイ	市	ステーション	カゴ	隔週	
	古着類	市	ステーション	袋	隔週	
	古紙類	新聞	市	ステーション	ひも結束	隔週
		雑誌				隔週
		段ボール				隔週
		紙パック				隔週
		雑紙				隔週
	雑紙	市	拠点回収	—	—	
	燃えないごみ	市	ステーション	カゴ	隔週	
	缶	市	ステーション	カゴ	隔週	
	びん	市	ステーション	カゴ	隔週	
	粗大ごみ	市	戸別	—	随時 (申込制)	
危険ごみ	市	ステーション	カゴ	隔週		
粗大ごみ・せん定枝	直接搬入（排出者）	—	—	随時		
事業系ごみ	燃えるごみ	許可業者	—	—	—	
	燃えないごみ	許可業者 直接搬入	—	—	—	
	せん定枝（公共施設）		—	—	—	
	資源物（食品循環資源等）	許可業者	—	—	—	

(2)中間処理計画

①燃えるごみ、せん定枝

燃えるごみ、せん定枝については、東埼玉資源環境組合に搬入して中間処理を行います。

燃えるごみは、第一工場ごみ処理施設において焼却処理を行います。焼却処理に伴って発生する熱を利用した発電や熱供給を行っており、焼却灰の一部は再生利用します。

せん定枝は、堆肥化施設において堆肥化し、有機栽培や緑化の推進に有効活用します。

② 燃えないごみ

燃えないごみは越谷市リサイクルプラザに搬入して破碎処理し、資源を選別した後、可燃残さは東埼玉資源環境組合にて焼却処理し、不燃残さについては埋立処分します。

③資源ごみ

ア 古紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙）、ペットボトル、古着類、白色トレイ

家庭から排出される古紙類、ペットボトル、古着類、白色トレイについては、民間の再生事業者に引き渡して資源化します。

また、事業所から排出されるごみについては、事業者の責任で適切にリサイクルするよう指導を行います。

イ 缶、びん、危険ごみ、粗大ごみ

缶、びん、危険ごみ、粗大ごみについては、越谷市リサイクルプラザに搬入して破碎・選別処理を行い、資源は民間の再生事業者に引き渡して資源化します。不燃残さについては埋立処分します。

ウ 雑紙、小型家電（拠点回収分）

市の公共施設で雑紙、小型家電の拠点回収を実施します。

拠点回収した雑紙、小型家電は、他の古紙類や小型家電と同様、民間の再生事業者に引き渡して資源化します。

(3)最終処分計画

東埼玉資源環境組合における燃えるごみの焼却処理後の残渣は、組合の最終処分場（エコパーク吉川「みどり」）と県内及び県外の最終処分場において埋立処分します。

越谷市リサイクルプラザでの不燃残渣については、埼玉県環境整備センターにおいて埋立処分します。市の所有する越谷市一般廃棄物最終処分場には、施設延命化のため、当分の間、搬入は行いません。不燃残渣量は大きく変化しないとみこまれますが、最終処分場の延命化のためにもごみの派出抑制・資源化に努める必要があります。

なお、埋立処分量の推移に応じて、適切な時期に施設の整備について検討します。

第4節 ごみの処理施設の整備に関する事項

(1) 中間処理施設

ごみの中間処理を実施するための東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設・堆肥化施設及び越谷市リサイクルプラザの処理能力、処理方式等は次のとおりです。

表6-4 東埼玉資源環境組合 第一工場ごみ処理施設

項目	内容
設置主体	東埼玉資源環境組合
所在地	埼玉県越谷市増林三丁目2番地1
敷地面積	約46,400m ²
竣工	平成7年9月
焼却能力及び処理方式	800t/日(200t/日/炉×4炉) 全連続燃焼式機械炉
焼却灰溶融処理能力及び処理方式	160t/日(80t/日/炉×2炉) アーク式電気溶融炉
発電設備能力及び発電方式	24,000kW(12,000kW/基×2基) 抽気復水タービン空冷式
余熱利用	蒸気タービンによる発電、場内熱供給、給湯、冷暖房及び場外への熱供給

表6-5 東埼玉資源環境組合 堆肥化施設

項目	内容
設置主体	東埼玉資源環境組合
所在地	埼玉県越谷市増林三丁目2番地1
敷地面積	約7,800m ²
竣工	平成11年9月
処理能力	一次破砕機 4.5t/hr(破砕後サイズ:120mm程度) 二次破砕機 3.0t/hr(破砕後サイズ:50mm程度) 三次破砕機 0.9t/hr(破砕後サイズ:25mm程度)

表6-6 越谷市リサイクルプラザ

項目	内容
設置主体	越谷市
所在地	埼玉県越谷市大字砂原 355 番地
敷地面積	約 9,700m ²
竣工	平成 18 年 3 月 (資源化施設) 平成 19 年 10 月 (啓発・業務施設)
処理能力*	不燃・不燃粗大ごみ 25.6t/日 可燃粗大ごみ 2.8t/日 びん 15.2t/日 缶 8.0t/日 危険ごみ 0.4t/日

*：1日5時間稼働としたときの処理能力

(2) 最終処分場

埼玉資源環境組合からの焼却残さ及び越谷市リサイクルプラザからの不燃残さの埋め立て処分を実施するための、東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場（エコパーク吉川「みどり」）・埼玉県環境整備センター・越谷市一般廃棄物最終処分場（現在は搬入を行っていません。）の埋立面積、計画埋立容量等は次のとおりです。

表6-7 東埼玉資源環境組合 一般廃棄物最終処分場

項目	内容
設置主体	東埼玉資源環境組合
愛称	エコパーク吉川「みどり」
所在地	埼玉県吉川市大字高久 666 番地
埋立開始年	平成 14 年 4 月
埋立対象物	溶融スラグ
埋立面積	31,000m ²
計画埋立容量	170,000m ³
浸出水処理施設規模	120m ³ /日

表6-8 埼玉県環境整備センター

項目	内容
設置主体	埼玉県
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 大字富田地内
埋立開始年	平成元年2月
埋立対象物	一般廃棄物及び産業廃棄物
埋立面積	977,000m ²
計画埋立容量	1,930,000m ³
浸出水処理施設規模	650m ³ /日

表6-9 越谷市一般廃棄物最終処分場

項目	内容
設置主体	越谷市
所在地	埼玉県越谷市大字砂原 146 番地 1
埋立開始年	平成2年6月
埋立対象物	破碎選別後の不燃性残さ
埋立面積	11,494m ²
計画埋立容量	60,730m ³
浸出水処理施設規模	45m ³ /日

第 5 節 その他ごみ処理に関し必要な事項

○廃棄物減量等推進審議会との連携

市民・事業者等から構成される廃棄物減量等推進審議会を引き続き設け、本計画の進捗を継続的に確認するとともに、本市の地域特性に応じたごみ減量・資源化について検討します。

第6節 計画処理フロー

令和3年度～令和12年度の越谷市におけるごみ処理フローは下記の図に示すとおりです。

基本的に、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみについては、現行の処理処分を継続します。

なお、新たな分別区分としてプラスチックごみを一括回収してリサイクルする新制度案である「プラスチック資源」については、制度の概要が判明次第、検討します。

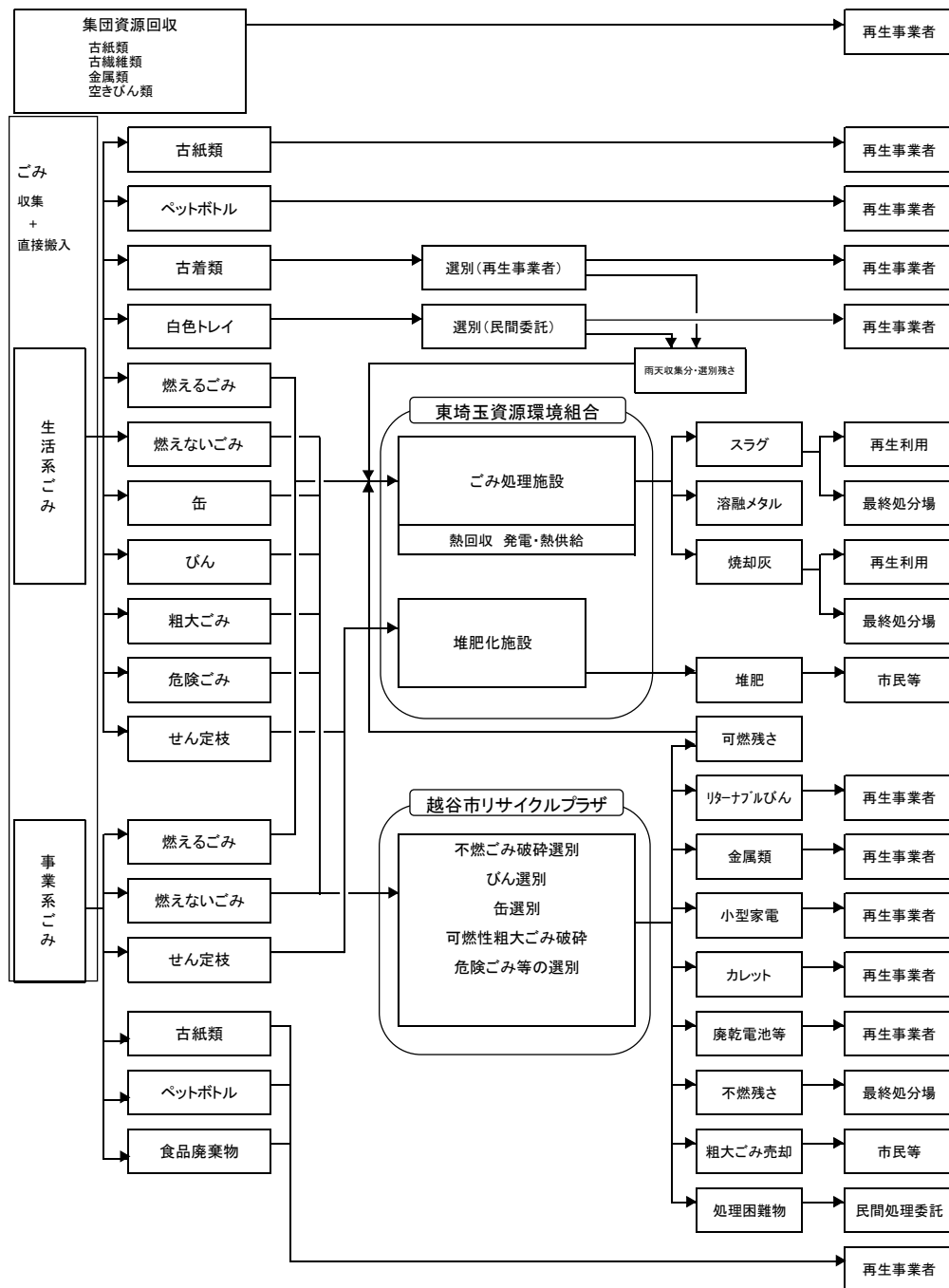
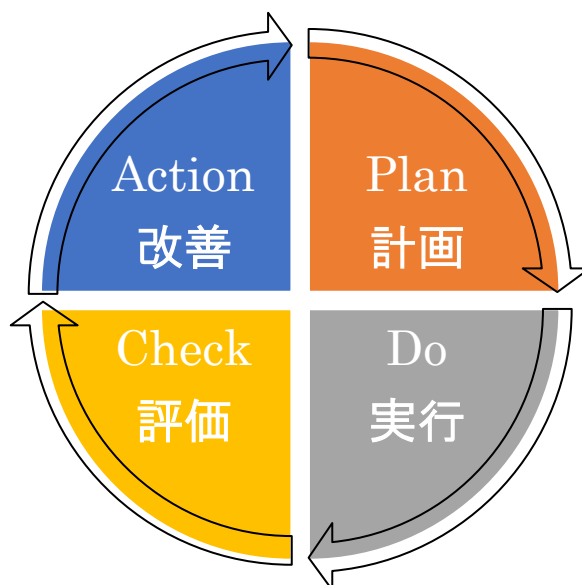


図6-6 ごみ処理フロー図

第7章 計画の進行管理

この改定計画では、計画に基づく施策（Plan）、実行（Do）、評価（Check）及び改善（Action）からなるPDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行います。



Plan - 計画の策定 -

- ごみの減量化・資源化等の目標を定めた「一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画改訂版」を策定します。

Do - 施策の実行 -

- 10年間の計画期間において、一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を進めるため、市民・事業者・行政の協働による取組を推進します。

Check - 進行管理・評価・公表 -

- 毎年度、進捗状況を評価・検証し、単年度の見込量を設定します。
- 進捗状況を検証するため、ごみ質測定調査などを実施します。
- 進捗状況については、毎年、越谷市廃棄物減量等推進審議会に報告するとともに、市のホームページなどを通じて広く周知します。

Action - 改善 -

- 一般廃棄物処理実施計画に設定する単年度の見込量の達成状況に基づき、数値目標への到達に向け、施策・事業の見直しを行い、翌年度の一般廃棄物処理実施計画に反映し、公表します。
- 中間目標年度である令和7年度（2025年度）に、越谷市廃棄物減量等推進審議会に基本計画の施策の進捗等を総合的に報告するとともに、必要に応じて施策・事業や数値目標の見直しを行います。

資料編

1 推計元データ

未記入

2 策定経緯

年	月日	会議名	内容
令和元年	12/13	令和元年度第1回 越谷市廃棄物減量等 推進審議会	諮問 越谷市一般廃棄物処理基本計画策定について 1) 計画策定のスケジュールについて 2) 市民、事業所アンケート（案）について
令和2年	2/13	令和元年度第2回 越谷市廃棄物減量等 推進審議会	1) 越谷市一般廃棄物処理基本計画の策定について 2) 越谷市のごみ処理の現状について（報告）
令和2年	7/1	令和2年度第1回 越谷市廃棄物減量等 推進審議会	1) 基本理念及び基本方針の検討について 2) 目標値の設定について 3) 新たな施策（案）について
令和2年	8/28	令和2年度第2回 越谷市廃棄物減量等 推進審議会	1)
令和2年	10/15	令和2年度第3回 越谷市廃棄物減量等 推進審議会	1) 越谷市一般廃棄物処理基本計画 素案 について

3 パブリックコメント

未記入

4 用語集

[A ～Z]

○SDGs (Sustainable Development Goals)：持続可能な開発目標

平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標であり、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和など、持続可能な開発のための、17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられています。

[あ 行]

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ・し尿」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ・し尿」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴って生じた「事業系ごみ・し尿」に分類されます。

○一般廃棄物処理実施計画

市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」のうち、一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定める計画のことです。

[か 行]

○拡大生産者責任 (EPR : Extended Producer Responsibility)

生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について、生産者が物理的・財政的に一定の責任を負うという考え方のことです。具体的には、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処分に資するように、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄された後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が挙げられます。

○個別リサイクル法

容器包装や家電等を対象とした次の 6 つの法律の総称で、各品目に対応した再資源化の促進等に関して定めています。

- ① 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）をいう。）
- ② 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）をいう。）
- ③ 建設リサイクル法（建設工事に係資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）をいう。）
- ④ 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）をいう。）
- ⑤ 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）をいう）
- ⑥ 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）をいう。）

○ごみの組成

ごみの中に含まれる物質の種類別重量内訳のことです。ごみがどういったもので構成されるかを知るための参考となります。分析時に乾燥した状態（乾ベース）で重量を測定する方法と湿潤状態（湿ベース）で重量を測定する方法があります。

[さ 行]

○災害廃棄物

地震、津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物のことです。倒壊・破損した建物などがれき、木くず、コンクリート塊、金属くず等のことをいいます。

○最終処分

焼却処理等の中間処理後の残さが周辺環境に影響を及ぼさないよう、最終処分場に埋立処分を行うことです。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥、廃油、廃プラスチック等の 20 種類の廃棄物のことです。

○資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号））

循環型社会を形成していくために必要な 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進することを目的として 2000 年（平成 12 年 5 月）に制定された法律です。

○収集運搬許可業者

「廃棄物処理法」に基づき、市長の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬を業として行う者のことです。

○循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のことです。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品などが廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としてしています。

○循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るために国が定めた計画のことです。平成 30 年 6 月 19 日に第 4 次の計画が閣議決定され、新たな計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けておおむね 2025 年までに国が講ずべき施策を示しています。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、①廃棄物・リサイクル対策を総合かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、②個別の廃棄物・リサイクル関係法律とともに循環型社会の形成に向け実行ある取組の推進を図るものとして、2000 年（平成 12 年）6 月に制定された法律です。

○焼却灰

ごみを焼却した際に、燃え殻として残り、焼却炉から排出されたもののことです。

[た 行]

○中間処理

収集したごみが最終処分場に埋め立てられるまでの間に行われる処理のことです。具体的にはごみを破砕、圧縮及び焼却処理することをいいます。

○低炭素社会

二酸化炭素の排出を削減し、地球温暖化の防止を目的とした社会像のことをいいます。

[な 行]

○生ごみの堆肥化

生ごみを微生物の働きで分解し、肥料（堆肥）を生成することです。本市では、家庭で行うことができるごみ減量の取組として、コンポスト容器の無償貸与や家庭用生ごみ処理機などの購入費に対して補助金を交付し、堆肥化を推進しています。

[は 行]

○廃棄物処理法

廃棄物の排出抑制及び適正な処理の実施により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。廃棄物の定義や国民、事業者及び地方公共団体の責務、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理等について定められています。

○フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄付することで、食べ物を必要としている人に届ける活動をいいます。

○フードバンク

包装や農産物の痛みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品や農産物を、企業・個人から寄附を受け、福祉施設などに提供する活動及びその活動を行う団体のことです。

○分別収集計画

容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設の整備に関する事項など、容器包装廃棄物の分別収集に関する基本的事項を定めた計画のことです。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）第8条において、容器包装廃棄物の分別収集を行う市町村は、3年ごとに、5年を1期として定めることとされています。

[や 行]

○溶融スラグ

一般廃棄物等の焼却施設から発生する焼却灰等を溶融固化したもので、道路用溶融スラグ骨材やコンクリート用溶融スラグ細骨材として利用されています。

南清掃工場においては、流動床式ガス化溶融炉で溶融スラグが生成しており、主に道路用資材等へ利用しています。

[ら 行]

○リサイクル（再生利用）

ごみを資源として再利用すること。びんを砕いて再度びんを製造するなど、原材料として再利用する再生利用と焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。

○リデュース（排出抑制）

ものを大切に使い、ごみを減らすことをいいます。リサイクルより優先して実施することとされている取組です。

○リフューズ（発生抑制）

ごみになるものを受け取らないこと。具体的な取組には、スーパーのレジ袋や包装紙、割り箸等を購入時に断ることや本当に必要な物以外を衝動買いしないことなどがあります。

○リユース（再使用）

一旦使用された製品や容器等を繰り返し使うことです。

[数 字]

○4R

国が提唱しているリデュース（Reduce）・リユース（Reuse）・リサイクル（Recycle）の3Rにリフューズ（Refuse）を加え、4つの頭文字をとったものです。

本市ではこの4Rの取組を推進しており、循環型社会を形成していくための基本的な取組のことです。

○3010 運動

会食時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみましょう」、「お開き 10 分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食べ残し＝食品ロスを削減するものです。

